

## 平成26年知立市議会 6 月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成26年 6 月16日（月） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 安江 清美 | 山崎りょうじ | 神谷 文明 | 水野 浩  |
| 池田 福子 | 川合 正彦  | 中島 牧子 | 三浦 康司 |

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市 長     | 林 郁夫  | 副 市 長  | 清水 雅美 |
| 福祉子ども部長 | 成瀬 達美 | 福祉課長   | 長谷 嘉之 |
| 保険健康部長  | 加藤 初  | 長寿介護課長 | 中村 明広 |
| 国保医療課長  | 正木 徹  | 健康増進課長 | 清水 弘一 |
| 市民部長    | 山口 義勝 | 市民課長   | 稲垣 利之 |
| 経済課長    | 早川 晋  | 環境課長   | 高木 勝  |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 島津 博史 | 議事課長 | 横井 宏和 |
| 議事係長   | 近藤 克好 | 議事係  | 野々山英里 |

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

|        | 事 件 名                                                            | 審査結果 |
|--------|------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第38号 | 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例                                         | 原案可決 |
| 議案第39号 | 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                           | 〃    |
| 議案第40号 | 工事請負契約の締結について<br>（子育て支援センター建設（建築）工事）                             | 〃    |
| 陳情第15号 | 全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書                                   | 不採択  |
| 陳情第16号 | 若者の雇用を確保するとともにブラック企業対策を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書                     | 〃    |
| 陳情第17号 | 労働者派遣法の「改正」を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書                              | 〃    |
| 陳情第18号 | T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める陳情書                                   | 〃    |
| 陳情第19号 | 原子力発電の再稼働はやめ、エネルギー基本計画を撤回して再生可能エネルギー中心への転換を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書 | 〃    |
| 陳情第20号 | 学童保育指導員に対する国庫補助の大幅増額を図り、学童保育の最低基準を策定することを求める意見書の提出を求める陳情書        | 〃    |

午前10時00分開会

○池田福子委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第15号から陳情第20号までの6件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、春の自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第15号から陳情第20号までの提出者代理人、樽松佐一さん、説明席にお座りください。

樽松さん、陳情第15号から陳情第20号までの趣旨説明をお願いいたします。

○樽松佐一氏

御紹介いただきましたキャラバンの責任者で愛労連の議長の樽松といいます。きょうは、口頭陳述の時間をいただきまして、ありがとうございます。

第15号の最低賃金の引き上げの問題から説明を

させていただきます。

全体をまとめて、私は1つには、とても私たち50代の世代にはわからないような、中京大学の大内先生は世代間の断層が起きているというふうに言われています。この内容について、少し説明をさせていただきますと思います。

1997年に消費税の大幅な引き上げがあって以降、働く者の賃金は17年間ずっと下がりました。平均で70万円と言われていますが、年収5,000万円以上になった方が、この間には3倍とふえていますので、世帯当たりでいいますと、中央値ですね、真ん中の人は1世帯100万円ほど下がっています。ちょうど私の親世代で子供は大学生の家庭は年収は100万円ぐらひ下がっている。このことが今、全国で問題になっています奨学金が返せない事件、これは先週の金曜日に中日新聞がこういう大きな特集をしておりますが、いまや大学生の2.6人に1人が奨学金を借りていて、社会に入るときに新入職員として入ってきた職員の2.6人に1人が300万円、大学院生だと400万円近い奨学金を背負って社会に入ってくるという時代になっています。

どうして若者がこういう状況になっているかというのは、1つには、親の収入が下がっていますが、もう一つは、この中で奨学金が返せない事件、私たちは考えられませんか、今は学生支援機構とありますが、日本育英会はもう既になくなっていきますので、銀行からの借りた原資をもとに学生支援機構が有利子の奨学金を貸与していますが、その人数は、今90万人から100万人に近づいています。その若者が会社に出たときに、正社員になれなかった場合、もしくは正社員には一旦なったけれど、その後、理由があって正規を離れた場合、毎月2万円を20年間返済するという今の奨学金がとても返せないと、こういう状況になっています。

こういう状況になった経過は、やはり同じように1997年からの不況や、その後の非正規雇用の増大にあります。1997年以降、氷河期世代というふうに言われた就職難の子供たち、2003年には、この愛知県でも多くありましたが製造業への派遣が

解禁されて、派遣労働者が急増しました。この愛知県には全国から出稼ぎ派遣が10万人来て、この知立市内にもたくさん県外の方が働きに来られたと思います。その派遣労働者が2008年から2009年のリーマンショック、トヨタショックで大量に派遣切りに遭って、この知立市でも知立派遣村ができました。

私も岡崎市、刈谷市で派遣村相談会を行いました。さらにそのあと、第2次の今度は超氷河期世代と言われていますが、学生の就職難が始まりました。現在は大幅雇用が改善されたというふうに言われていますが、実は、その数の中には、もう就職をあきらめた子は分母から外れます。そして、就職をしたという子供の中にも、高校を卒業してガソリンスタンドでアルバイトをしている子供も就職率にカウントされます。現在では、就職をした新卒の就職者の中の3人に1人は非正規雇用になっています。

ですから、20代から30代では若者の2人に1人が非正規雇用になっていて、そこにこの十数年間で奨学金を借りる人の率がふえてきて、しかも日本育英会は有利子の奨学金、最高率が3%です。私たちが学生のころは、奨学金というのは借りてもだんだん目減りをしていく。無利息でしたから郵便局に貯金をしていけば利息が5%、6%ついた時代です。現在、郵便局の貯金利息は0.1%、奨学金の金利は最高で3%、返せなくなるのは当然だと思います。

そんな状況ですから、若者たちはどうしても就職しなければならないので、大学生の3年から4年にかけて就職活動に入ると。そこからもう一つはアルバイトです。コンビニや飲食店で深夜までアルバイトをしています。ブラックバイトというふうに言われていますが、自分でシフトを選べない、試験があるからバイトを休ませてくれといってもバイトを休めない、こういうことが報告をされています。

こういう状況が既に10年以上にわたってくる中で、その子供たちは既にもう若者ではなくて、35歳から44歳の壮年ですね、もう青年なくて壮年に

なってくる世代の貧困率は30%を超えています。今は親がまだ退職していない。これが親が定年になる、年金生活になる、そういう中で、大変深刻な問題が起きています。

1つには、本人が生活できない。ですから、親も死に切れない。最後には、サランラップにくるまれて押し入れにずっといるという事件も発生しています。いろんな悲惨な事件も発生しています。

もう一つ深刻なのは、この世代で年金に加入していない人たちが既に150万人を超えています。このまま年金を納める期間が短かったりすれば、間違いなく生活保護になるわけです。今、生活保護を受けている人たちは140万人ですから、これをはるかにしのぐ数の無年金者が生まれるわけです。ですから私たちは、こういう行政に頼って生活保護を受けるだけではなくて、普通に働いたら普通に暮らせて税金も納められるような賃金をつくっていかなければならない。下位3分の1にいる若者たちが普通に働いたら、少なくとも年収200万円以上、きちんと税金も納められるように最低賃金の大幅な引き上げやこのような非正規雇用を生み出している派遣労働については厳しく規制をする必要があるんだと思いますが、政府は残念ながら、この派遣を一生涯派遣で働けるように今回改正というか改悪をしようとしています。

また、ブラック企業というのは、中小企業だけが悪くて労働条件が悪いという意味ではありません。最初からこういう若者たちが窮地に陥っていることを見越して若者を法律すれすれで使い倒してやめるのは当然、こういう前提で100人採用して10人残ると、それで利益を上げているのをブラック企業といいます。こういうブラック企業についても今、各地域で規制をする必要があると。また、子供を預けなければならないお母さんたちを学童保育で何とか措置をしたいが、そこで働いている指導員の労働条件も大変厳しいと思います。

私は、この愛知県は非常に条件のある地域で、製造業もこれからますます技術を発展させていく。農業も水産業もある地域、自然再生エネルギーを

発達させるのにも一番いい地域だと。ですから、若者の雇用を生み出すためにも、T P Pはやめて自然再生エネルギーに中小企業の皆さんが大いに活躍できるような条件をつくる必要があると思います。

最低賃金を上げるといって中小企業の中から心配の声も実は聞かれますが、でも中小企業団体中央会の皆さんや同友会の皆さんと話してきて、ほんとは賃金を上げたいけれど、我が社だけ上げるのはとても難しい。私たちは2月にこの地域で中小企業の皆さんにアンケートを行いました。150社から返事がありました。消費税が価格に転嫁できない。できるというのは、わずか3割です。そのためには最低賃金のように法律でもって賃金を上げて、これを下請二法できちんと単価に反映させる、こういう方法しかないんだと。中小企業を支援するためにも下請二法を遵守をすると、こういうことでやっていけば中小企業も単価を引き上げることができると、こういうふうに話してきました。ぜひ、この知立市議会の皆さんにもこの趣旨を御理解いただいて、お互いに元気になるような、こんなまちづくりをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○池田福子委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質問なしと認めます。これで陳情第15号から陳情第20号までの趣旨説明を終わります。

樽松さん、傍聴席にお戻りください。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時12分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第38号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

議案第38号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部改正ということで質問をさせていただきたいと思います。

今回、保育料の算定の根拠というようなことで、いろいろ国のほうで地方税法がいろいろ変わったりしてくる中で、保育料そのものが余り変動しないように今までもいろんな措置がとられてきたというふうに思いますけれども、今回は電子証明を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除、長いですが、この控除が廃止されたということによるものだというところで、簡単に言うと、所得の確定申告をするときにe-TAXでやるというときに、5,000円から始まって減額措置がありましたね、それとの関係だと。それがここで終了したというようなことだというふうに思っておりますけれども、保育料との関係という意味で、いま一度御説明をお願いいたします。

○福祉子ども部長

今回の保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例については、基本的には先ほど委員の言われたように、1つには電子証明等の特別控除、これの廃止ということもあります。

それと合わせて、今回住宅借入金、いわゆる住宅ローン減税ですね、こちらのほうの改正もあります。基本的に減税額と適用期間の延長、この関係もあります。この関係も合わせてということで、実は、租税特別措置法の中で改正されております。

先ほど委員の言われたように、保育料については所得税額、この階層によるわけなんです、1つのD階層の中では所得税額によって保育料を定めさせていただいております。その関係で、所得税を算定する上で、今言われました住宅ローンの減税等、そういったものについては適用除外、適用しない形で所得税を算定させていただいて保育料に反映させていただいてます。その関係もあつ

て、今回適用しないということでの部分の条例改正ということで、保育料自体については変更はないものと感じております。

以上です。

○中島委員

e-TAXの減税があっても保育料には影響しなかったと。今回廃止になったけれども、これも全く関係ない。ただ条文上でこういったものが明記される必要があるので保育所の保育料条例の中に載っていたと、その部分もまた改正してスリムにすると、こういう内容だというふうに理解をいたします。これまでも地方税法との関係で数回出てきた手法ということであります。

ホームページ等では細かいことは見てもよくわからないかな。自分の子供の保育料がどのように決まったのか、決まるのか、そういった手順が難しい表現で書いてあるので、ほんとにはもう少しホームページであれば、こういったものがあるけどこれは適用されませんよとか、そういうようなホームページの表記の仕方というのは市民目線でもう少し書いていただくと今後いいのかなというふうに思います。このことだけはちょっとわかりにくいという意味で、皆さんがわからないといけないので、ホームページに載せる場合は、条例の条文は小難しいことでもしょうがないなというふうに思いますけれども、ホームページの表記の仕方というものは、もう少しすっきりと市民にわかるような形で書いていただけたらなというふうに思いますが、そういった調整、今後お願いしたいんですが、どうでしょうか。

○福祉子ども部長

確かにホームページ等では実施時の保育料基準等載せさせていただいてますが、やはりその中の備考の欄で、同じ条文の中で書いてあるということで、やっぱりわかりにくい。現実でいうと、私が見てもなかなかわかりにくいということで、一つ一つ条文と見比べてという形になってしまいますので、それについては、皆さんすぐわかるような形で、一度検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○中島委員

よろしくお願いいたします。

これと直接ではありませんけれども、保育所のこの条例というのは、今後子ども子育て支援法の関係でまた見直しというようなことがあるのか、その辺の方向性だけちょっと伺っておきたいと思います。

○福祉子ども部長

基本的には、今は公定価格等基礎になるものなんですけど、それについても若干数字的には出てきている状況にきております。

ただ、内部で検討のほうが始まったばかりということで、改正するのかどうかというのはまだはっきりはしていませんが、当然変更等あれば次回9月議会のほうに出させていただくという形のものになってくとは思っております。

○中島委員

公定価格が3月の議会のときには、まださっぱり出てこないというね、6月ぐらいには出るだろうかというようなことが言われておりまして、今まで保育単価というような言い方をしたりしていて、保育に係る必要なお金はこのぐらいだよということが示されていて、今回公定価格という新しい工事価格のような感じの言い方、言い回しになると。大変これについては違和感を感じますけれども、国がそういうふうに法律で決めて公定価格ということで示してきた。

これは前はわからなかったんですが、こういった資料というのは具体的な資料となっているのでしたら、また資料要求してもよろしいですかね。

○福祉子ども部長

今、国からきているものについては、お出しできると思います。

ただ、市の部分の検討の始めてないところありますので、市の考え方については出せないという形なんですけど、国から出ているものについてはお出しできると思っております。

○中島委員

よろしくお願いいたします。新しい制度ということの中で、国のほうが強引に進めてきたということの中

で、そういう変更を保育料条例のこの条文そのものも名前も変わってしまうのかもしれませんが、そういった折にも市民にわかりやすい条例の名前ということで貰ってもらいたいというふうに思いますし、また、保育料の値上げというようにことにつながらないような形でお願いをしたい。

国のほうは、やはり国の支出するお金を減らそうという大きな狙いがある中でのもので、ともすると保育料値上げというような形の影響が心配されるわけですので、その辺については十分に子育て日本一の市長の公約にあるように、やはり親御さんの負担がふえないように努力していただきたいというふうに思います。市長、その点は決意をお願いします。

○林市長

今おっしゃるように、子育て支援、知立市としてこれからもしっかりとやっていかなければいけないと改めて感じております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号について、挙手により採決します。

議案第38号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第38号 知立

市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

本会議でも佐藤議員が随分細かく質疑をされまして、大まかな数字が出され、その数字が、きょうペーパーとして全委員に配付をされたということでもあります。

今回の改正は、第1条関係の改正と第2条関係の改正と2分野に分かれた、そういう改正になっているわけです。全体として法定軽減というところを膨らませていく、その財源は課税限度額の引き上げで一部を補っていくというような、そんなようなこちらに審議会の方針もありまして、そのようなことが書かれているわけですね。財源そのものは本会議で細かくまた違った交付税の対象になる部分がありますよとか、いろいろ出されましてイコールではありませんけれども、大筋は所得の高い人の課税限度額は引き上げて低い方々の保険税の軽減を充実させようという大きな流れというふうには見ております。この軽減というところがなってきたのは久しぶりだなという感じがしますね。そういう意味では、全体の流れとしては理解をするわけであります。

課税限度額引き上げということがどの程度の方たちが、このぐらいになるのかということも問題になりまして、結構ぎりぎりのところで浮き沈みがあったりするものですから、簡単には高額所得の方の引き上げなので大丈夫だと、こういうふうには言いがたい面もあるということも思いつつ、今見させていただいているわけであります。

今回は2割軽減の対象、そして5割軽減の拡大ということで、この2点であります。かいつまんで、いま一度、軽減拡大の趣旨と、これ足し算、引き算しなきゃいけないわけですが、影響の人数、2割軽減は拡大はこうなりますというような、どれだけの人が軽減が拡大するのかという

世帯と人数、そういった形での御報告を改めて追加していただきたいと思います。

○国保医療課長

本日配付させていただきました参考資料のほうをごらんいただきながらちょっと説明させていただきますと、今回軽減の改正の中で、まず2割というところがございますけれども、こちらは一番上の枠の中にございますように、基準額、今まで33万円プラス35万円であったところを45万円に上げたということで、これは収入がある程度多くなってもこの2割軽減の対象に入ってくるということでございます。

その実際どれぐらいの人数かというところがございますけど、それは真ん中の枠の中にありますけれども、2割軽減拡大ということで、対象世帯数が一番上のところに851世帯から847世帯、人数にして1,509人から1,665人ということで、若干数字的には逆転しとるようなことでございますけれども、これが5割軽減との絡みで、5割軽減に2割軽減から移行した単身世帯の方がたくさんございますので、世帯としてはたまたま横ばいみたいな形になっています。

対象者数としては、ごらんのように1,665人ということで156人ほどふえております。これは、あくまで、枠外に書いてありますように、平成25年度の被保険者数をベースに計算しておりますので、直近のものという形ではございませんけど、そこで計算させていただいたところがそういうふうになったということでございます。

それから、あと1点の5割軽減の拡大につきましては、これまで単身世帯であった方についてはこの適用がなかったということで、先ほど申しましたように、自動的に2割軽減のほうで該当しておったわけですけど、今回単身世帯の方もこれに該当しますよということで、こちらのほうが大きく変わったところでございます。

5割軽減につきましては、これも真ん中の枠のちょうど真ん中辺にありますように、対象世帯、これは世帯としますと248世帯から663世帯にふえておるということで415世帯ふえています。対象

者数は600人から1,262人、倍以上ということでございます。こちらのほうは、ここに合わせて軽減額のほうも載せさせていただきましたが、2割軽減拡大が、国庫対象金額というのは4分の3になってくるわけですけども、ここのベースの数字としては1,400万円余から1,480万円余ということで、80万5,000円国庫対象金額が上昇しております。

それから、5割軽減につきましては1,270万7,000円から2,766万5,000円ということで1,494万8,000円、合わせて1,575万3,000円、ちょっとこちらの数字はここには書いてございませんけど、足し算、引き算していただきますと、合わせて1,575万3,000円の今回対象金額が国庫補助の部分では上がったということで、ここの4分の3が国庫補助金の対象になります。この4分の3という数字が一番真ん中の枠の下のほうに載っております。全体影響額で載せさせていただいておりますけれども、今回上がった1,575万3,000円の4分の3を掛けたものが1,181万5,000円、こういう計算になります。それに合わせて、ここにも載せさせていただいておりますけれども、知立市独自の独自軽減というのをやっております。ここは均等割の部分でございますけれども、2割引いて残ったところのさらに1割、5割軽減の方でも5割軽減したあとのさらに1割ということで、この独自軽減という対象の計算も入っておりますので、こちらのほうに合わせて載せさせていただいております。

以上でございます。

○中島委員

独自軽減も含める、これ10%ということでありますけれども、あわせると1,306万1,000円と、こういう軽減になるということですね、全体2割軽減、5割軽減の拡大ということであると。

5割軽減については、ひとり世帯の人は全く対象でなかったものが対象になったというのが大きいわけですね。その点で、2倍、3倍弱という方たちが世帯としては対象で、人数的にいうと2倍と、626人ふえると。この点では国民健康保険が高いという問題に対する国が少し目を開いてい

ただいたやり方なのかなというふうには思っています。それだけで1,300万円余ということで、皆さんの負担は減額になる、国保会計は増額になる、こういう関係にあるわけです。

それとの関係でいいますと、この第2条の関係で限度額の引き上げ、これについて全体でこの金額がどうかということになるので、改めてその点をお答えください。

○国保医療課長

第2条関係でございますけども、今回、後期高齢者支援金分及び介護納付金分ということで、それぞれ2万円ずつ限度額を引き上げさせていただくというのを、これは平成27年度から適用していくということで今回あげさせていただいております。

こちらのほうの一番下の枠の中の右の枠の中に、どれぐらいの世帯が該当してくるかということでございますけど、後期高齢者支援金については147世帯、介護納付金につきましては82世帯、こちらの方がこの限度額を引き上げることによって限度額を超えるということでございますので、全てが2万円上がるという意味ではございませんで、1,000円上がるですとか1万円上がるですとか、全てここを超えたというところでこの数字というふうになっております。

当然最高で4万円上がるわけですが、全体では、これは1万円上がる方もあればいろんな方がみえまして、影響する保険税額としては、下のほうに載せてございますように256万8,000円と129万8,000円、合わせて386万6,000円ということで、先ほど申しました軽減額、こちらのほうと比較しますと1,000万円弱まだ少ないということにはなりますけども、こちらはこちらのほうで国が示してきた改正でございますので、それに合わせて市も同様にあわせさせていただいたと、そういうことでございます。

○中島委員

差し引きすると1,000万円ぐらいは持ち出しになってしまうというお話でした。

これの財源的な措置というものは、こういった

法改正で変わるわけでありまして、国のほうの財源措置というものの変更、厚くしてもらえる、そういったものについては今、差し引きでこう1,000万円出ちゃうわけですが、そういったことについてはどのような対応でしょうか。

○国保医療課長

これも単純に計算して1,000万円弱ということでございますけど、実際に補助金のほうがいただけて、実際に市の持ち出しとかそういうふうには計算しますと、実際はそこまではいってなくて、国庫補助金が4分の3ということで、先ほど申しましたように1,181万5,000円余分にいただけるということがありますので、ただ、これはいただけるということでありまして、保険税として実際に入ってくる数字と余分に徴収する数字と軽減した数字を比較すると1,000万円弱ということでございますので、実際はこの補助金がかかり担保していただいておりますので、市の持ち出しとしてはそれほど大きな数字にはなっていないかなというふうに思います。

○中島委員

補助金のほうの計算も加えれば、わずか出てしまうけれども、そう大きくはないというね、今差し引きすれば出ますけれども、そういうことであると、こういうことです。

376万6,000円という限度額引き上げということで増収になるということでありまして、この辺、なお超過する世帯というんですかね、どのぐらいおみえになるのかわかりますか。この限度額を切りますけども、さらにずっと高額の方たちはそこで抑えられるわけですが、ぎりぎりで1,000円上がったたり、5,000円上がったたり、2万円上がったたりというね、その範囲の中で増額になる人というのは、ちょっと厳しいものがあるんですよ。

さらに高額所得の人がそこで抑えられるということでもあります。さらに超える所得の世帯はどのぐらいありますか。

○国保医療課長

今147世帯と82世帯ということで、全て込みの

数字でございますが、実際もうそれぞれ2万円ずつを超えている世帯が147世帯のうちの112世帯はその2万円を超えている世帯でございます、残りの35世帯がその2万円の幅に入っている世帯でございます。

それから、82世帯につきましては、56世帯が超過している世帯でございます、この差し引き26世帯は2万円の幅に入っている世帯でございます。

○中島委員

なお超えている方は112世帯と56世帯ということで、後期高齢者が112世帯、介護が56世帯の方は、この限度額よりもさらに高い本来なら計算すると国税の対象になるということですね。それだけ、ここで限度額。大変上のほうから順番にとるわけじゃないので、下からずっと上がっていくのでね、ぎりぎりのところでふえていってしまうというところは、ほんとにつらいなというふうに思うので、簡単に限度額引き上げも私どもは賛成してこなかったんですね。

この限度額の引き上げも国のほうは、ほとんど毎年見直しをするんですかね。知立市は、国が上げても抑えるという措置を長年とってきましたね。やっぱり厳しいということで追いついてきて、今一緒にして、国が動くと、即市も動くという、こういう段取りにもう切りかえられてしまったんですけれども、その経過についてお示しをいただきたいと思います。

○国保医療課長

確かに今おっしゃられましたように、知立市は少し周りの保険者とはおくらせて引き上げてまいったわけでございますけれども、西三河9市で見ましても既に限度額81万円というのは9市のうち7市が今年度から適用しておりまして、知立市におきましては、知立市と刈谷市になりますが、来年度からということで81万円、今年度につきましては77万円ということで、これは12月議会で条例改正のほうで説明させていただきましたとおり4万円上げたということで、いきなり8万円上げるなんてこともなかなかできないということで、今回は平成27年度からということになっておりますけど

も、これまでがほかの周りと比較しまして、これよりも低い数字に抑えてきたというところがありますが、平成27年度から西三河9市につきましては全て同じになるというところでございます。

○保険健康部長

ちょっと補足させていただきますが、国との整合性ということでございますが、最近の直近の改正でございますが、平成26年度から医療分、後期高齢分、介護納付金分合わせて81万円になっておりますが、それ以前の改正は平成23年度でございます。知立市の場合は、3年おくらで77万円に改正させていただいております。おおむね1年おくらぐらいで改正させていただいておりますのが状況でございます。

今回、国のほうが平成26年度、81万円というふうになっておりますので、1年おくらでということで81万円に改正させていただきたいということで提案させていただいております。

○中島委員

1年おくらで見ていこうかなというね、今後もやっっていこうかなという、そういうお話でした。ほんとにこの辺は財源にはなるけども、ぎりぎりのところが負担がふえるというところで、痛しかゆしの問題があるということで、慎重にこれはやっていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

それから、今回は2割の軽減の拡大のところで、35万円から45万円ということで、1人当たりの控除額を変えていくわけですね。ホームページを見まして、今、ホームページはどのように書かれているのかは御承知ですか。

○保険健康部長

まだホームページのほうは、この改正が成立しておりませんので、以前の数字ということでやらせていただいているというふうに思っております。

○中島委員

45万円って書いてあるんですよ。私、確認をして、目が悪くなったかなと思って何回も見ました。これ、何年度の分かも見ました。平成26年度よりということで書いてあるものが、ここに資産割が

ゼロになったりした改定がありますよね。平成26年度の改定ということで資産割がなくなったりいろいろするわけですが、ここのところで、軽減のところ、国民健康保険税の軽減制度という部分がありまして、2番のところですよ、総所得金額の合算額が33万円プラス被保険者1人につき45万円を加算した額未満のというふうに書いてあるんですよ。もう改正されちゃってるんですね。平成27年度施行ですよ、今、提案されているのが。一体どうなっているんですか。

○保険健康部長

第1条の関係につきましては、平成26年の改正という形でお願いしたいなというふうに思っておりまして、第2条の関係につきましては、平成27年の4月ということをお願いしたいというふうに思っています。

それとあと、私どもが既にホームページのほうへ載せてしまっているということですが、3月のときの代表者会か議会運営委員会だったと思いますが、臨時会を開催しないという形の説明をさせていただいたときに、今回の第1条の改正につきましては、国のほうの政策的なものもあるということでしたので、予定という形で広報させていただきたいということで御了承をいただいております。第2条の関係につきましては、平成27年4月適用ということでしたので、成立次第、来年度に向けて広報していくという形で御了承いただいているというふうに理解しております。

○中島委員

予定ということであるかもしれませんが、今ここを議決するんですよ。議決するのは今ということなので、ちょっと説明がまだ十分わかりませんが。

○保険健康部長

3月19日の各派代表者会議の説明の中で、軽減対象の拡大については国保制度の改正であり、被保険者の利益になるものでありますので、平成26年4月1日での遡及適用ということをお願いしたいということで、制度の周知については改正予定

で実施したいということで御報告をさせていただいております。

第2条の賦課限度額の引き上げにつきましては、平成27年度からの実施予定ということで御報告をさせていただいております。

○中島委員

報告はいいですけども、条例改正は今でしょう。見通しはいいですよ。見通しはいいんですけど、条例改正は今ということですので、方向性はこうですよという説明があったにしても、ここのところで議決後とかということも書いてあるわけじゃないですよ。これでいいんですか。

○保険健康部長

ホームページへの記載の方法ですね、私どもの配慮というんですか、予定というんですか、提案中という表現とか予定ですかというような表現がなかったことについては、おわびしたいというふうに思っております。

○中島委員

国保税、確定申告等が完了して、大体全てのものが整理されて7月の段階で保育料の算定も7月に新たにやり直しますよね。国保税も確定申告の金額で改めて課税すると、こういう手順になりますよね。

ですから、今言われた、ちょっと早まって出してしまったと、こういうことは全く早まる必要は何もないわけで、文章で今後こういう予定ですよというのはあるかもしれないけど、でもここで否決されたらだめですよ。否決されたら予定であつてもだめなんですよ。各派代表者会議でみんないいよと言ってたなと。だからいいなというね、そういうものではないんです、議決はね。だから、ちょっと早まったとか、そういう感覚で載せてもらっては困るんですよ。どうですか、副市長は。

○清水副市長

この件につきましては、例年、地方税法の改正等々の中で、4月に臨時会をお願いをして、そこで議決いただいたものを新年度に適用していくということですが、今、保険健康部長が申しましたように、この件については、今回、

被保険者の軽減措置にかかわる部分だというようなことも説明もさせていただく中で、実際に被保険者の皆さんにこれから通知書を差し上げるという段階、もちろんそれは議決後の話になるわけですので、ことしの制度がこういうふうに変わっていくんだよということは議会との関連でいうと議決前になりましたけど、議決後にこういうふうになるんだよみたいな断り書きの中で、被保険者の皆さんに早くお知らせをすると、そういう趣旨で今回やらせていただいたわけですけど、その辺の表現が少し足りない部分があったのかなと、今の議論を聞いておりまして、そんな思いがしております。

私どものほうといたしましては、平成26年度分の税の状況を早くお知らせをしたいということの中でやらせていただいたものでございます。保険健康部長が申しましたように、少しそこで表現が一部足りなかったかなというのは、ちょっと反省をしているところでございます。

○中島委員

表現が足らなかったのかなということでお茶を濁されちゃうわけですがけれども、厳密にやってもらいたい。いつまでも古いデータが載ってたりする、そういう部分も中にはあるんですね、ホームページを見ると。いつまでこれが載ってるのというね。保険健康部長がかかわっても旧保険健康部長が私の宣言みたいなことがいつまでも載ってた時期があつて問題になりましたよね。かわりましたでしょうというときもありました。

速やかということがありますが、この速やかがちよっとつまずいて、行き過ぎですね、これは。議決しないうちから、こうなりますというふうなものについては議会軽視というふうに思います。代表者会議の話があつたよ、臨時議会が都合で開けないよ、そういう話はありませんけれども、それにしてもこういうホームページの載せ方というのは問題だと。代表者会議で合意しましたとか、そんなこと書いてあるわけじゃないしね、これには。全然書いてませんし、予定ですとかということも書いてませんし、そういった点は十分に配慮

していただくということが今後とも必要だというふうに思いますので、これは副市長、いろんな分野でね、ホームページでよりわかりやすく、速やかに、これ非常に大事な点なんですね。それは大事なんです。過ぎてはいけないし、過ぎたるは及ばざるがごとしということになってしまいますので、的確にやってもらいたいということを強く言っておきたいと思います。

○清水副市長

繰り返しになりますけども、そういった趣旨も含めて、できるだけ被保険者の皆様に平成26年度分を早くお知らせしたい、そういう趣旨も思いも込めながら代表者会では、そういった今回の改正の中身を御報告、御説明をし、そういうふうに御理解をいただいたかなというふうに私のほうがいち早くおつたという節があるのかもしれませんが、その部分は反省をしまして、しっかりその辺のことは丁寧に取扱いまいりたいと考えております。

○保険健康部長

今回の件につきましては、私どもの配慮というんですか、議会軽視というふうな御指摘もございましたので、今後、十分注意して適正な時期に市民の方に情報を提供していきたいというふうに考えております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号について、挙手により採決します。

議案第39号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第39号 知上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結について（子育て支援センター建設（建築）工事）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○三浦委員

それでは、少し聞かせていただきます。

きょう、資料のほうがついてまして、大変細かい資料がついておりました。ありがとうございます。

今回のこの入札であります、方式が総合評価の落札方式ということであります。今回3つの業者ですね、角文、関、共和建設、これあったわけですが、それぞれが入札の範囲内ということで金額的にはオーケーだと。それに対して評価値、この順位が高いところが落札されるという方式だと思うんですが、そういう形でよろしいんですね。

○福祉子ども部長

今回の子育て支援センター建設につきましては、従来の一般競争入札、金額だけでいう競争入札だけではなくて、その業者の技術、あと、地域の貢献度等合わせて、そういった部分で評価していく中の総合評価落札方式という形でやらせていただきました。

それを点数化してということで今回の点数を出させていただいて、そこの上位の角文建設ということで決めさせていただきました。

以上です。

○三浦委員

ここにありますが、2億8,000万円で角文が入札ということであります。金額的には3社の中

で一番低いですが評価値が一番高いということで角文に落ちたということですが、これは評価値を優先するということで、例えば過去に入札の金額は最低ではないですが評価値で入札が落ちたというのはあるのでしょうか、そういった形の。

○福祉子ども部長

評価値については、基本的に金額も当然左右してくる大きい部分に入ってくると思います。

ただ、先ほど言った評価項目加算点という形をつけさせていただくということで、資料の中にもありますように、最大20点ということで技術力で7点、技術者の能力で5点、地域の精通度なり貢献度なりで8点という形で出させていただいております。やはり価格部分については、かなり大きな部分を占めていると思います。やはり価格の中でもあります、ただ、そういった部分だけではなくて、こういったのも含めさせていただくということで、若干逆転する場合もあるとは思いますが、今回は価格の一番低いところに決まったという形であります。

以上です。

○三浦委員

技術とかそれは当然でありまして、そういったのが評価されるというのはいいと思います。私もこの総合評価落札方式というのは賛成なんです、ここにありますように、地域の精通度、地域貢献度ですね、先ほどから言ってます8点の中ですが、この項目が災害協定を結んでいるかとか、市内の下請業者を使っているか、ボランティア活動の実績があるかないか、それから、障がい者を雇用しているか、この4点が出ておりますが、ちょっとお聞きしますが、この災害協定につきまして、この3社というのは、いずれも協定があるのでしょうか。

○福祉子ども部長

今回資料につけさせていただきました6枚目のところですね、工事名、子育て支援センター建設工事ということで各項目の評価点という形でつけさせていただいております。この今言ったウの部分で今言われた業者、全ての業者について点数的

には出させていただきますので、これを参考にいただければと思っております。

○三浦委員

それはわかりませんか、協定を結んでいるかどうかというのは。

○福祉子ども部長

大変申しわけありません。これ以上の細かい部分については、今、資料等持ち合わせておりません。

○三浦委員

総務部長の見解だと思いますので。

それから、ボランティアの活動というのがあります。市内での実績があるかどうかということで、あるのが一番高いんですが、このボランティア活動って実際にどんなようなものがあるのかわかりますか。総務部長ですか。

○清水副市長

ここには前段というのか、前の御質問の防災の協定を結んでいるかどうか、市内の業者は皆さん協定を結んでいただいているというふうに、ちょっと資料も持っておりませんが、そのように、特にここにある業者は結んでおっていただけるものと思っております。

それから、ボランティア活動どんなものだというのがありますけども、例えば防災訓練等々の御参加をいただくですとか、日常的な防犯、交通安全等々の活動、そういったものも業者のほうから申し出をいただいて、それを認定するというような形で評価をしているところがございます。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時09分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○三浦委員

他にちょっと出てきましたので、これで質問は終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

こうやって総合評価方式に対して細かいものを出していただきまして、ありがとうございました。

先ほどから読ませていただいて、丁寧に説明してあって、わかりやすいなというふうに思いましたが、1点ちょっと理解ができない部分がありましたのでお聞きします。

3枚目のところの12、その他の（6）内訳書の積算金額は入札金額と同額で記載すること、また、特記があるもの以外で総額1,000円以上の値引きが記載されている積算内訳書を提出したものの入札は無効となると書いてあるんですけども、この中で、総額1,000円以上の値引きが記載されている積算内訳書ということの中身がちょっとわかりません。これ、内訳書の項目の単価、この根拠がないのでつじつまを合わせるために値引き幾らとして金額を合わせているという、そういう意味でしょうか。

○池田福子委員長

総務の担当になるものですから、ちょっと答えづらいんじゃないかと思えますけれども。

○福祉子ども部長

やはり先ほど制度の関係になってきますので、うちのほうでは、なかなか理解してなくてということで、今の回答についてはちょっとできませんので、申しわけありません。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

立派な資料がきたものですから、皆さん、いろいろな確認をしたいなというふうに思っておられたと思います。

細かいところはあれだけど、私も感じだけ言いたいなというふうに思うんですけども、3つの業者が辞退をされたということで、ちょっとこの執行調書が出されて、あと南中学校があったものですから、本会議では大きい工事が2つ両方出ちゃったので、ある意味ドタキャンといいますかね、辞退してしまったんだろうということが言われて

おりましたよね。野々山建設、伊藤工務店、近藤組、これが3つ辞退してしまって、結果として6業者のうち、3業者しか入札に参加しなかったということですよね。

確かに、非常に短いスパンで2つのものが出たということはあるんですけども、これは結果としてこの金額、もし指名競争入札であれば10社の指名競争入札でなきゃならない金額なんですね。一般競争入札でやった場合に6社が手を挙げてきたと。総合評価方式ということでね、それでいいだろうということをやったら、ふたを開けたら3社がドタキャンしちゃったと。たったの3社だけでやったと。こういうことは、やはり異常だなというふうには感じます。

98.7%という結果としては落札率、一番低いところだということの、98.7%という落札率ということなんですよね。私は、これは執行そのものを総務部のほうにいろいろというふうにあるけれども、これは副市長に一応聞いておいたほうがいいかなと思って、いくらよそがあるからといって、それ、非常に近いので、執行しますよということの予定価格と発表して募集するんですけども、それが大体わかってる事態で両方出してドタキャンするというのは、何かおかしいのではないかなというイメージを私は持っておりますが、その点だけよろしいですかね。

○清水副市長

本会議の質疑で理由を問われて、担当部長が確認した上だということではなくて推測というようになことで申し上げましたので、今みたいな話はいくわけですけども、ほんとのところは確認をしてないということだったと思います。

今回、今御指摘のとおり、実際に応札をしていただいた業者がこういう形になってしまいました。このことについては、私どもが当初想定していた中身からいえば残念だなということは思うわけです。しかしながら、今回いろんな議会の議論の中でも総合評価落札方式、こういうものを取り入れたい、取り入れていこうということの考え方、それから、条件つきではありますけども一般競争入

札をこれからもしっかりやっていきたいと、そういう考え方の中で実施をさせていただいたわけでございます。

しかしながら、結果としてこういうことがございますと、過去にもこういった非常に少数の応札しかなかったというケースもございましたので、そういうときには同じような議論があるわけでございますけども、私どもといたしましては、たまたまこういうことにはなってしまうかもしれませんが、もちろん適正だということで理解しておりますし、今後どういう形でこの辺の事情を掌握できるのかもありますけども、できるだけこういうことがないように、できるだけ多くの応札者の中で適正な競争していただくと、そういうことを私どものほうも何かしらあれば考えていかなくてはいけないことなのかなというふうに思っております。

○中島委員

ちなみに、資料出していただきました子育て支援センターは、建設機械設備、機械設備は議決事件ではなかったもので、議案にはなっておりませんが、資料として要求して出していただきました。こちらは指名競争、こちらは4,856万6,000円という予定価格で行われたもので、一般競争ではなくて従来のやり方。

ここでは10社が応札をしていますよね。こちらは、この資料にあるように73.7%という落札と。やはり競争性というものがここには見られるということで、私は、たとえ一般競争入札で何社だというふうに決めてないにしても、少なくともある程度以上の応札を条件にするような考えも私は必要になるのかなと。少なくともドタキャンしてもらったら困りますよぐらいの何か、本筋だけ要望しておきたいなと思っているわけですけども、機械のほうは非常に低い落札率ということと比べてこちらは高いという、こういう意味での今後の問題点だけは感想として述べておきたいというふうに思って発言をしてるんですけど、副市長いかがですかね、その辺は。

○清水副市長

ここは工種の違い等々もあって、一概に落札率

等々で判断はできない。また、応札者の数によってもその辺ちょっとこれを見てこういうような評価というか、判断をするということは私もございませんけども、先ほど御質問者が御指摘のように、一定の応札者の中で適正に、もちろん競争がなされていくということが今回のこういった一般競争入札にしろ、そういったものを取り入れていく一つの趣旨でございますので、そういったものが生かされるように私どもでできるものがあるとするなら、それは今後、検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員

ぜひ検討してください。

ちなみに、南中学校のほうは執行されたのが5月22日、こちらのほうは5月15日、1週間違い、ここに両方とも手を挙げたというような形で、こちらがドタキャンしたという、これは1週間違いですから恣意的とも思えるという、私は思っています。これは答弁要りませんけどね、恣意的かなという気すらします。1週間の差で応札するわけですからね、それに両方とも手を挙げて、こちらをやめてしまうと。

非常に3億円近い公共工事は、知立市にとってみると保育園1つ建てるぐらいのこれも大きな大きな工事ですので、そう軽んじられては困るなという思いは私は強く感じておりますので、今後その辺は、これでいいのかという視点で、ぜひ副市長、よろしくお願いします。

この子育て支援センター、機械のほうも出まして、こちらを分離発注で同時にしますが、工事の今後のスケジュールという点で、これは福祉子ども部長のほうから、オープンがこうなりますよというようなスケジュールについても確認をさせてください。

○福祉子ども部長

今回については、当然ものの建築工事、これが議会を通してということで初めて契約をさせていただく。それに付随して電気工事、機械工事、設備も契約をさせていただくという形で進めさせていただいて、7月1日からという形で7月から始

めさせていただくということで、当然建築業者のほうとということで進めさせていただいて、2月には工事を完了して、予定としては4月オープンという形で進めさせていただきたいという形で考えております。

○中島委員

これは中央保育園が廃止された問題は大きく賛否が分かれたかもしれませんが、この段階で跡地ということで支援センターをつくるなら、それはそれでいいものにしてもらいたいという今の段階での思いでありますし、発達支援の必要な子供たちがここでしっかり見ていただけるという、そういう施設になろうかというふうに思っておりますので、ぜひこれは順調に進めていっていただきたいなというふうに思っております。

工事は今言われたように、7月1日から2月末までのことと。その後、少しの細かい備品の準備もあろうかと思っておりますのでね。

機械と建設、あとは何か具体的に契約とかそういったものが出てくるものというのはあるんでしょうか。

○福祉子ども部長

既にこれ以外というと、通常ですと工事の管理をしていただくところ、これについては既に終わっておりますので、業者も決まって、そこが建築、電気設備、機械設備、合わせて調整しながらということで管理をしていただく、そういった契約がほかにはございます。

○中島委員

それはどこですか。

○福祉子ども部長

工事管理につきましては、三橋設計が請け負っております。

○中島委員

くれぐれも工事建設については、そごのないようにやっていただきたいというふうに思います。

公共事業の中でもいろいろちょっとしたトラブルというのが最近あったわけで、そういったことがないようにという意味で、十分にこの工事の管理ということについてもお願いしていただ

きたいというふうに思います。地元住民に対するこの辺の工事に対する説明、そういうものについてもやるべきだと思いますけれども、その辺はどうですか。

○福祉子ども部長

実は、建築に関しての説明会ということで、一応山町の公民館をお借りしまして、28日午後2時からということで地域の方にお話のほうをさせていただきたいと思っております。

○中島委員

山町の公民館で行うということですね。

保育園の今までの経過もありまして、いろんな方が注目をされるかとは思いますが、十分にこれはPRしていただきたいというふうに思います。

それから、これはオープンが4月ということで目指すわけでありまして、この職員体制等も準備が必要ですね。さまざまなボランティアにもお願いしたいという話がありましたけども、初めて肢体不自由児の支援のほうも導入されると、初めてですね、こちらはということで、スタッフという準備が慎重にやらなければいけないし、早目にやらなきゃいけないし、その辺での取り組み状況についても確認をさせていただきたいと思っています。

○福祉子ども部長

当然今現在、以前ありました中央子育て支援センター、今、福祉体育館のほうでやらさせていただきます。それとあと、ひまわりルームとファミサポについても、そういった事業もやっております。それについては今のところ、そちらのほうに移動させていただいてということで、ここが施設ができた段階でこちらのほうに入ってくるという形、こちらのほうの固定の施設という形になってくると思います。

人員についても、基本的には直営というんですか、市の職員のほうとやらさせていただきます。あとは、ただ療法士ですね、ことしから始めてます音楽療法士と、また、身体については理学療法士という形のものも配置させていただくということなんですけど、これについては基本的に職員ではなくて、

そういった資格のある方をお願いするという形で随時来ていただくような形で組まさせていただきますつもりであります。

○中島委員

基本的に現在あちこちでやっている事業をここで集合させて中心的な支援センターになるということですから、今行われているスタッフがここにみんな集まってくるという、基本はそこでやっていくと。大きな増強という意味は、常時的なスタッフは増強はないということですか。

○福祉子ども部長

基本的に、今言われたように、今やっている職員、それから移行してそのまま来ていただくという形でやっていただく。

それと、当然今、肢体不自由児の関係もふやしますので、職員についても増員させていただく予定であります。

○中島委員

詳しくそれはどの部分に何人という、こういう計画も明らかにもしなっていればお示しいただきたい。

○福祉子ども部長

秘書課等と打ち合わせ等も入りますが、ある程度計画的には決まっておるんですが、ただ、今現在は私の手元には資料がありませんので、また後で御報告させていただきます。

○中島委員

また後でということで、それこそペーパーで一応どんな人員配置でいくのかということについては全議員のほうに示していただきたいというふうに思います。

肢体不自由児のところ新しい、新規事業ということになりますので、その部分は増強されると。それから、今やってる事業についても、やっぱりここで充実するんだよとなったら、当然のことながらたくさんの方が希望されると思うんですね。保健センターのほうから赤ちゃんでいろいろ指導された方、行きたくないなというふうに思っている方も、あそこでやっていただけるのねとなった場合には、やはり希望者もお母さん

方の希望も出てくるかなというふうに思うので、その辺は制限してしまうとか、そういうことがないように受け入れをしっかりとっていただきたいというふうに思うんです。

肢体不自由児についていうと、これは何名ぐらいを想定しているのかということも、ある程度構想の中ではあるんでしょうか。

○福祉子ども部長

市外等の施設を利用されている方ということで、おおむね15名ぐらいはみえるという話なんです、実際に利用される方がどれのぐらいみえるかというのは、まだ全然不透明な状態です。

○中島委員

今行っていच्छる方、例えば、ひかりっこなども含めるという意味でしょうかね、今行っていच्छる方という、ああいうデイサービスのよう施設に行っていच्छるということですね。15名ぐらい。

ただ、ずっと親子でここはいなければならないような前提にしている。ひかりっこの場合はそうではないということで、デイサービスで預けていただいて、ついでにいच्छる親御さんもいますけども、出ていってもいいというね、同伴という形ではない方法でやっておられます。ですから、ああいったデイサービスのことを前も要望してまいりましたけれども、必要に応じてやらないと、ひかりっこに行っていच्छる方は単純にはこちらには来れない。遠いんですよね、知立市民が刈谷市まで行くわけですからね。できるだけそういった方が、身近でサービスが受けられるようなサービスの水準もやはりそういった周りにいっている施設の水準に合わせていくような方法で検討してもらいたいというふうに思います。それは要望を前からしておりますけども、ある程度検討していただいたということによろしいですか。

○福祉子ども部長

以前から単独通所という形の話というのは聞いていたわけなんです、基本的には、やはり同伴というのが基本になっていくという形で、その中で、そういった単独通所できるのかどうかという

のをまた考えていきたいと思うんですが、まだ今段階で単独通所をやっていくよというふうな形のお話をまだできない状態です。

○中島委員

ぜひその辺は、市民のニーズに合わせて今後考えていかなければならないテーマではないかなというふうに思います。ひかりっこの場合は、家庭まで必要な方は送迎までやりますからね、送迎までやって向こうでデイサービスを行うということでやっていच्छるので、ほんとに理想はそういうことだというふうに思います。

そういった大きなテーマも一応念頭に置いて事業をぜひ充実をさせていっていただきたいということをお願いをして質問を終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号について、挙手により採決します。

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第40号 工事請負契約の締結について(子育て支援センター建設(建築)工事)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号 平成26年度知立市一般会計

補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○川合委員

1点だけ質問させていただきます。

本会議中も若干触れられた内容でございますが、19ページの地域人づくり事業というところであります。県のほうから支出金で365万4,000円で人づくり事業ということでございますが、ちょっとこの辺、もう一度かいつまんで御説明をお願いしたいと思います。

○福祉課長

地域人づくり事業ですが、内容的には社会福祉協議会のほうに9月から2名の職員を雇っていただいて障がい者相談支援事業を社会福祉協議会のほうでやっておりますので、そこに2人入っていただいて、具体的に相談支援事業の技術を習得していただくという事業内容になっています。

そのためには、研修等も受けていただくという内容になってますので、研修旅費とか研修の負担金等も積算させていただいております。

以上でございます。

○川合委員

前回本会議でもお聞きした内容ではあると思いますが、今2名でやってみえるところをまたプラスで新しく相談員の方が育成されるということでありますが、相談員の研修、スキルを高めるとの内容なんです。障がいをお持ちの方、いろんな身体、精神、知的とあるんですが、その辺、専門的なことについてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長

専門的な部分については、9月からの雇用なんです。一応研修に行っていて、ある程度技術を習得してもらう部分と一緒に相談支援員の方についていて、そこで現場を見ていただいて習得していただくという職場内トレーニングと職場外トレーニングを合わせて実施していくという予定でございます。

○川合委員

今お聞きしました専門性という部分では、高浜市の場合ですとそれぞれの障がいをお持ちの形、

形式といいますかね、その状況に応じた専門員が育成されてるということですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○福祉課長

ことしから2名から3名に増員されておまして、今大体新規ケースとして1人4人ずつやっただいて、一応は誕生日ごとにケースを割り振りを福祉課も含めて社会福祉協議会の3名とけやき作業所の2名の方、5名の方と、うちのほう事務局として福祉課の職員が入って、誕生日ごとに面接を行う計画をつくるという段階で、どういうふうにやっていくかというのは割り振りをしておりますので、そこで個々のケースで割り振っていくというそういう行程で今、実施しております。

○川合委員

相談員の方一人一人が、例えばこの方は身体とか知的とかいうふうな専門性のスキルを上げるといようなことの分野で支援をしていくということではないわけですか。

○福祉課長

現在のところ、とりあえず数をこなす必要があるというところで、まだ細分化という専門的に診ていただくという状態ではないのが現状でございまして、将来的には委員が言われるような形のものにしたいなと思っております。

以上です。

○川合委員

対象となられる方が非常にまだまだ多ございまして、これからケアプラン作成には時間がかかると思います。一定の将来的なめどが立ちましたら、ぜひそれぞれの個々のもたれる特性は変わりますので、専門的な方の育成をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ちょっと関連して、話が広がるかもしれませんが、障がい者の方たちへの対応として、ジョブコーチの方が配置されることになっておるわけですが、今、相談員の方は相談員としての任務についていただけてますけど、企業と障がいをお持ちの方との接点をつくる、ここね、やは

り少しおくれてる感じがいたします。なので、ジョブコーチの方たちの仕事としては、仕事としてのノウハウもそうなんですが、やっぱり企業の方との日常的な接点をつくるとか、そういう環境整備が必要だと思うんですが、その辺の今後のジョブコーチの方の育成とかその辺のことについてはいかがお考えでしょうか。

○福祉課長

現在、ジョブコーチについては、けやき作業所のほうにジョブコーチの補助金を出して研修等をしていただいております。

企業との接点というところでは、障がい者計画を策定する中で生活関連部会3という部門をつくりまして、そこに就労支援事業A、Bの事業所の人と就労支援事業の方と、あとハローワークと就労相談支援センター、刈谷のくるくるというところが県から委託を受けて指名を受けましたけれども、そこと、商工会の事務局長に参加をいただいて、そこにけやき作業所のジョブコーチをしている職員を座長に据えて事務局を福祉課で開いて、そこで今後の仕事について企業との関連等を議論していく中で次の展開を検討していきたいと。

あとは、けやき作業所については、平成27年の就労支援事業を開所してもらう予定でいますので、けやき作業所のジョブコーチはそのままその就労支援事業所で活躍してもらうという予定でいます。

以上です。

○川合委員

今先ほどテーマになりました子育て支援センターのほうで障がい者の方たちのケアもこれで進んでいくわけでございますが、やはり年齢が上に上がれば、それなりの課題もふえてまいります。やはりある分では一般就労、そして、さらには高齢化した場合に、そちらのほうのケアシステムを今後考えていかないと、事業量はやはり増す傾向にあると思いますので、人材の育成も含めてその辺を考慮して進めていただきたいと思います。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

少しお聞きいたします。

ちりゅうこどもフェスティバル補助金100万円、これは追加で出された部分であります。当初40万円、会場費等を当初は考えて支援をしようというようなことだというふうには聞いておりますけれども、そのあたりの当初と今回の対応、今後の対応、今後というか、この補助金も県のほうにずっとあるわけではないという問題もありますので、その辺の対応についての基本的なお考えを伺います。

○福祉子ども部長

今回のこどもフェスティバルの補助金100万円という形なんです、これについては本議会でもお話をさせていただいたように、地域イベント助成事業ということで公益財団法人地域社会振興財団、こちらのほうが協力ということで、こちらのほうから出てくるという形で、当初では、当然これについては全然予定をしてなくて、市のほうとしては会場等の使用料を含めた形で40万円というものを当初で組まさせていただきました。

それ以降、うちのほうとしては予算化するところはなかったわけなんです、今回この助成事業があるということで、市のほうからこれについては申請させていただいてということで、当然市のほうが補助を出す部分についての補助金ということです、どうしても市のほうから申請させていただいて、市のほうが受け取って、こどもフェスタ実行委員会のほうに補助金として出させていただくという種類のものです。

以上です。

○中島委員

当初は会場費、自主的にフェスティバルをやっていたかというような話があって、それに対しては会場費を補助しようと、こういうことだったかなというふうに思うんです。その他というふうに言われましたけども、どのぐらい市がかかわってこれはやっていくのかということにもなるんですけど、たまたま補助金を地域のイベント事業で

すね、そういうものに対する補助金というものが県のほうで枠があったので、これは市が補助金を出す、市が申請をしなければならないということから行ったその結果いただけたと、こういうことですけども、そのかわりという意味でいうと、どんなふうな位置づけになるんでしょうか。

○福祉子ども部長

今回のこどもフェスティバルについては、やはり基本は実行委員会が中心となってやっていただくという形ですね。知立市についても、当然うちのほうで今、子ども条例と子ども会議等開催していく形もあります。そういった中で、それではこのフェスタの中で、うちのほうの子ども会議等を開催させていただきたいということもありまして、それも含めた形で共催という形をとらせていただいております。

ただ、やはり運営等については実行委員会のほうが主としてやっていただくということで、市については実行委員会の委員の中には子ども課の課長のほうが入っている形になりますが、運営自体はやはり民間というんですか、実行委員会の主流でやっていただくという形になっております。

○中島委員

市民のほうから湧き上がっているんな団体の方たちが中心になってやっていこうという話になったのに市も乗っていったと。それから、教育委員会の展示会等も合体する形でやっていこうと、こういうことになったというふうに思いますが、このフェスティバルの会場そのものでいうと展示会、学校、教育委員会のほうが借りている場所もありますよね。相当たくさん借りるわけですよ。私も昨年出席いたしましたけども、たくさんの会場を借りる。このフェスティバルはそういった意味でいうと、どれだけの会場が使えるんですか。オープンスペース等もたくさん使ってやるということでしょうかね、40万円という会場費ということですけども。

○福祉子ども部長

従来、教育委員会のほうでやってみえる展示スペースについては、当然教育委員会のほうでもつ

てますので、その部分以外のこの2日間、前日も若干準備の部分があるのかなという感じで、その部分についての指定はありますが、各部屋の使用料という形で計算させていただいております。

ほとんど全体になりますので、会議室、ホール等、当然その部分も使わせていただくんですが、それについても資料が今ここにありませんので、それについては、また後で御報告させていただきます。

○中島委員

子供のファッションショーまでやるということかなね、お楽しみのようなものもあるようですので、かきつばたホールも全部使うような大きな取り組みだという、そういうことですね。会場費40万円で相当大きいですからね。教育委員会のほうは、そこは使えませんがねということ、もしわかれれば資料でどんなふうなもので行われるのかということはお知らせください。

それから、生活保護法の改正に伴った生活困窮者の自立支援の法律がセットで通って、就労支援ということについても就労自立支援ということも強化されるのかなというふうに思っておりますが、今回、50万円という大変金額的には少ないんですけども、自立支援、生活保護脱却、こういうことを目指した取り組みを国のほうもやりなさいよということで、4分の3の補助金がついて行くということになります。それは成果を期待するわけですけども、どんな取り組みになるのか、その辺のことも、それから、従来の就労支援も当然やっておりましたよね。生活保護の係に支援員が2名、増員していただいて2名いますので、そういったものとかかわりについて伺います。

○福祉課長

6月議会の補正予算の内容については、就労自立給付金という形で平成26年7月から施行される部分でございまして、働いて自立するという方に対して単身世帯で上限10万円、多人数世帯で上限15万円、予算上では単身世帯10万円掛ける2世帯、多人数世帯15万円掛ける2世帯という50万円を計上させていただいております。

この制度は、保護脱却前最大6カ月間の収入認定のうち、一定額なんですが、1月から3カ月の間は収入認定額の30%で、4月から6カ月の間は27%を積み立てて上限が10万円になるまでという形の制度になっております。

問題は、生活保護を脱却すると税金だとか社会保険料の負担が生じるため、こうした点を踏まえて生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するために脱却直前の不安定な生活を支え、再度生活保護に至ることを防止するという趣旨で新しく策定されております。

知立市が行っている就労支援事業については、平成25年においてはハローワークから知立市のほうに来ていただいて、月2回ハローワークのほうから職員を派遣していただいて、ハローワークの職員とうちのほうの相談支援員とケースワーカー3人がチームを組みまして、具体的に生活保護の仕事ができる方に対してどのような形で進めていくかというのを検討させていただきました。

このケースが平成25年度においては4件あったんですけども、そのうち1人が就労ができて生活保護を脱却できたという形になっております。

また、セットで生活保護の方のスーツの貸し出しという事業もやりまして、これについては3名の方が借りにいらっしやいまして、1名は名古屋市の方が来ております。名古屋市の方にも一応は貸し出しをしました。あと、この3名の方のうち、1名は一般就労できたという実績でございます。あと、平成27年からの就労準備支援事業というのがあるんですが、これは平成25年度においては愛知県の委託事業でNPO法人が受けてらっしゃるところがあつて、そこに今現在、県事業で4名の方、月に1回程度なんです、就労準備支援事業という形で生活保護の方が通っていただいております。この期間は大体6カ月となっております。

以上でございます。

○中島委員

一般的な就労支援ということでの気持ちをそちらに向けてほしいということから給付金という形で新しいこれは制度ですね、初めてですね、これ

はね。30%、これは市のほうがこのお金で積み立てておいて、これは誰々さんの分ということで積み立てていくわけですね。その申請とかいうことは、どういうことで人選をするというか、なりますか。人数は少ないわけですが、そういう対象者はどのようにやるんですか。

○福祉課長

就労相談等で就労ができて収入が安定するまでにはかなり時間を要しますので、生活保護が脱却できそうな方については、ある程度、月の収入とかが大体安定するのに、やはり2カ月ぐらい、働いても給料が次の月の20日支払いだとかというケースがあるので、働いた月の締めで支払いが翌月の20日だとかというのがあるので、途中では働いた方等については、1カ月、2カ月、3カ月後に満額支給されるというケース等が非常に多いかなと思います。そういう方で、ある程度生活保護から脱却できる収入が見込まれる方については、一応申請をしていただいて、いつ生活保護を脱却するかということをケースワーカー、相談支援員等話すと、生活保護者の方と打ち合わせをしていただいて、一応は積み立てというのは現実的に積み立てていくわけじゃありませんので、生活保護の一時金として計算上積み立てたものを脱却時に支給するという制度でございますので、それで経過を見て生活保護廃止となったときに支給をしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

そうすると就労相談を行って、そして就労した方が、まだ不安定なので、その先どうなるかわからないということの中で、これは目に見えないけれども積み立てておいて、ほんとに脱却するときにお支払いをして支援していこうということなんです、一応の話は、十分にわかりません。

例えば就労して単身世帯で15万円あれば生活保護が一応今の段階では停止をさせて様子を見るという措置をとってますよね、数カ月。何カ月ですかね、それは。少しの間、停止状態で、もしそれがだめだったら新規の申請ではなくて復活という形でフォローしますから、まずは働いてください

という、すぐには打ち切りませんよということを言われますよね。停止状態にすると。停止状態にしているその方は、申請する対象者ということでいいんですね。そういう方が大変少ない対象者数ということですね、これは。そのぐらいしかいないということですか。

○福祉課長

現実的に生活保護を受けていらっしゃる方が一般就労というケースはなかなか難しいです。実際そうやって一般就労ができた方については、今、中島委員が言われたように、停止をして今までの状況を見て生活保護費を確実に超えるとなったなら廃止になるんですが、その停止期間中に収入認定申告書は必ず提出はいただきますので、それをもとに半年後に生活保護から脱却できるのであれば、その申請書をもとに計算をさせていただいて一時金を払っていくということになると思います。

○池田福子委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

---

再開 午後0時58分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

先ほど就労自立給付金の説明はいただきました。なかなかこれがほんとに就労に結びつくかどうかということが懸念されるなという制度だというふうに感じております。

働きたいという人はいるんだけど仕事がないということもあって、難しいと。これは働きたいという人が就労に結びついた段階で申請をすると、こういうものになるので、ほんとにその前の手前の手前の支援を、今みえる就労支援員、ハローワークの方がみえるというようなことも含めて、たくさんの方に参加してもらうということが必要になるというふうに思います。

対象者その他世帯という方、全部にこれは対象にそういった声をかけていらっしゃるというふうに思っていていいですか。

○福祉課長

対象者は、一応その他世帯で、ケースワーカーがそれぞれ働ける方を選びまして、それで相談支援員のほうに持っていっております。

あと、給付の算定方法なんですが、生活保護を廃止した時点で申請をいただきまして、保護廃止したときからさかのぼって6カ月という形での計算をさせていただきます。その際に、停止期間は除いて6カ月という形で計算します。

以上です。

○中島委員

多分全員ではないかと今、聞いたんだけど、その他世帯の中でも選んでというふうな形でしたので、65歳までがその他世帯ですからね、65歳を優先してということではないんだなという感じがしたんですけど、これは何歳ぐらいまでの方に一生懸命そういう働きかけをしていらっしゃるんですか。

○福祉課長

基本的には、15歳から65歳が就労できる労働なんですけれども、18歳以上から65歳を対象にして、その中で健康状態等を勘案して、あと、免許等があるかどうかというのも就労については非常に重要なところですので、そういうものを見てケースワーカーと相談員で相談してハローワークの巡回相談のほうにつなげていくという形をとっております。

○中島委員

健康、免許と言われまして、ほんとに免許がないとだめなんです。免許証のことでいいですと、車持っていけないので使わないという形になっておりますけれども、免許の更新ということが途中できた場合に、それは認めて何か支援があるんでしょうか。持ってること自体はないと、いざというときに会社の車でいいから運転しなさいという、こういう場合がありますから、免許だけは更新しておかないと、新たに取り出すとすごいお金がかかっちゃうので、そういった点は心遣いをしていらっしゃるのかどうか、心遣いというか、認めていくということですが、免許証の更新は認

めるという形をとっているかどうかですね、大事なことだなというふうに思ったんですけど。

○福祉課長

ちょっと免許証の更新までについての記憶がございませんので、後ほど調べて回答させていただきます。

○中島委員

そういうことが現実いろいろな相談会の中であります。免許はあるけどもという人もいるし、免許もないという人もいるし、それがないと就職ができないということはよく皆さんおっしゃっているので、そういったものについても、例えば脱却する前段階で仕事を見つける、免許証を取るという、ここは認めてもらえるんですか。

○福祉課長

平成26年度の法律の中では、免許証の取得については国からの補助はありません。ただ、平成27年の法律改正において免許証が対象になりそうだという話は聞いております。

以上です。

○中島委員

ほんとに綿密に働ける人は働いてもらうということを進めるためには、そういったことがなければだめなんですね。

ですから、国がそういうふうになるかもしれないということに依拠するしかないような、生活保護法なんですけど、もし持っていれば更新をするような形、これはぜひあるべきだなというふうに思いますので、後からチェックしていただいて教えていただきたいと思います。これが有効に活用されるようなことを強く求めたいというふうに思います。

それから、次にいきますけども、予防接種の件については、窓口でいろいろ細かくは聞きましたけど、水痘と高齢者の肺炎球菌ワクチンという2つの予防接種が定期接種になったということでありまして、水痘は負担はなしで全額、肺炎球菌ワクチンのほうは半額でしたかね、何か本人負担があると、この辺の説明をお願いします。

○健康増進課長

今の負担金の件ですが、水痘ワクチンにつきましては定期のA類に当たりますので負担金はなしということで実施のほうを予定しております。

一方の肺炎球菌につきましては、定期のB類ということで負担金は市町村に決定があるわけですが、その中で、今のところ2,500円ということで予定をさせていただいております。

以上です。

○中島委員

負担が2,500円ということですね。水痘のほうは負担はゼロということでやってこうということです。

ちなみに、これは水痘は大体相場幾らかかる予防接種ということになるんですか。それから、肺炎球菌は補助という形でもいろいろあるので単価はわかるかと思いますが、それぞれ単価を教えてください。

○健康増進課長

単価につきましてですが、水痘ワクチンにつきましては1万584円を見込んでおります。

肺炎球菌ワクチンについては、8,430円を見込んでおります。

○中島委員

それで今度予算化されるこの金額についての数的な根拠、それについてお示してください。

○健康増進課長

まず、予防接種事業のほうから説明のほうをさせていただきます。

こちらのほう、ほとんどの額が委託料になっております。委託料、先ほど申しました1万584円の委託料を延べ4,030人予定しております。合計が4,265万3,520円。あと、この入力をしていないといけませんで、結果について、そちらのパンチ代、こちらが4,030円の34円掛ける1.08消費税ということで14万7,981円、その他、受診票といいまして、その日の体調をチェックしたりするものと接種券がセットになっておるんですが、それが18万4,000円が印刷製本費、あと、消耗品費といたしまして宛て名シール、窓あき封筒、案内文章等を予算化をお願いしております。これが予防接種事

業の内容で、占めて4,310万6,000円です。

あと、高齢者肺炎球菌事業のほうですが、こちらほとんどが委託料のほうになります。8,430円から、先ほど説明させていただきました2,500円を引きますと5,930円なんです。5,930円について1,770人分予算化いたしました。この額が1,049万5,100円です。

あと、負担金のない方もいますので、これが94人の8,430円、これが79万2,420円、体調悪くていけない方、受診のみという方が6人予算化しまして、6人掛ける2,916円、これが1万7,496円です。以上が委託料の内容です。

あと、先ほどもありました、接種券と予診票ですね、こちらのほうの印刷製本費を21万4,000円予算化をお願いしております。合わせまして1,152万1,000円となっております。

以上です。

○中島委員

4,030人というのが水痘の予防接種のほうということであります。これはどういったことの対象者を考えてということなんですが、ゼロ歳から2歳のところで基本は2回受けていただくという基本だということですね。

だから、これは今まで誰も受けていないことを想定した数字ということでしょうか。なかなか補助金がないものだから、自分でもう既に受けたのか、受けてないのか、把握がしにくいと思うんですけども、それは把握して何かこの数字を出したのか、一応全部出したんだよということなのか、その数字の根拠ですね、年齢と合わせて教えてください。

○健康増進課長

先ほど延べ4,030人ということで説明のほうをさせていただきましたが、実数にいたしますと2,413人を予定しております。

内訳としまして、ゼロ歳児が376人、これが2回接種です。1歳児が732人、2回接種、2歳児507人、これが2回接種です。3歳児が407人の2回接種、4歳児が391人で1回接種です。

水痘ワクチンにつきましては、任意接種という

ことで打たれない方も多いんですが、小児科のほうでは打つことを推奨しておりまして、大体一般的には40%ぐらいの方が打っておるというふうに言われております。

予算措置といたしましては、ゼロ歳児、1歳児については1回も打っていないという想定で、2歳児については30%の方がもう既に接種済という想定で、3歳児、4歳児につきましては45%の方が接種済という想定で計算をさせていただいて予算を計算していただきました。

以上です。

○中島委員

想定ということですので、一応こういう想定ですね、はっきり誰が打ったかはわかりませんので、そこまでアンケート調査をすることもないでしょうし、これは医師会のほうに具体的に動いてもらうというね、接種についてはということで市内の医療機関で全部やると。具体的な進め方とPRの方法について御答弁ください。

○健康増進課長

基本的には委託契約という形で市内の医療機関と結ばさせていただきたいと思っております。

あと、刈谷市と高浜市の広域化も進んでいますので、そちらのほうでも接種も委託料でいけるのかなというふうに思っております。

あとは、遠いところで打たれた方につきましては、償還払いになるのかなというふうに思っておりますが、県の広域化もありますので、そちらのほうに乗っていけるのか乗っていけないのかは、また6月末には県の説明会がございますので、そちらのほうを待って決定していきたいなというふうに考えております。

あと、細かいことについては、やっぱり6月末の県の説明会を待つということになりますが、基本的には個人通知のほうはさせていただいて、そのときに何らかの情報がいただける方法があれば、その任意接種の状況について情報をいただければなどということも考えております。

あとは、広報とか病院の掲載とかホームページとか、あらゆるところを通じてPRのほうはして

いきたいというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

ほんとに小さな子供が来てる保育園でも、やはり水痘はものすごく広がるんですね。あつという間に移っていくということがあるので、すぐに大病になるということはないんですけども、ただ、広がって、固まるまでは来ちゃだめよというので登園停止というような頻度の高い病気だというふうに思いますので、多くの方がこれは受けていただけると。とりわけ、ほんとに小さなうちにやっていただく。保育園に入ってからすぐに水痘が蔓延するということもあるので、早目に打てるように個別通知というものをきちんとやっていただかなければならないと思います。

ゼロ歳、1歳、2歳までが2回打ちますよね。ゼロ歳、1歳、2歳で1回だけ打った人は、3歳でもう一回打つのか、その辺の微妙なところもありますけれども、そういったことも問診か何かで確認しながら進めるということになるのか、その辺どうなるんでしょうかね、ややこしいですよね。2回打つ必要ないしね。

○健康増進課長

水痘につきましては、任意接種ですので、今までどのように打たれているかを保健センターとして把握しておりません。ですので、そのところを把握するのが一番難しいところだなというふうには考えておりまして、いろんな方法があると思います。例えば事前に案内文書を送って結果を答えていただいて、その中でお送りするとか、接種券の中に返信用封筒を入れて、受けない理由ですね、何月何日に接種決めてあるかなというような形で返してもらう方法とかいろいろあると思いますが、今、西三河の中でも話をしながら、一番いい方法を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○中島委員

よろしくお願いいたします。アンケート方式的なお知らせ文ということで、ダブる形のないような接種にしていいただきたいなというふうに思いま

す。

それと、高齢者の肺炎球菌のほうなんですけど、これは65歳から5歳刻みで受けることができるということですよね。例えば今66歳になっている人については、どういう対応になるんですか。

○健康増進課長

66歳の方につきましては70歳になるまで待っていただく必要があるというふうに考えておりますので、そういう形でやらさせていただきます。

以上です。

○中島委員

例えば今、自分で受けようと思って受けてしまったら5年間は打たないですよ。そうすると、ずっとずれてしまうということになりますか。今度は71歳になってしまう。

だから、まだ打ってない人を待っておってくださいというものなのか、そのまま全く除外のまま5年ごとに例えば継続して打っていくものか、ちょっとその辺がわからないんですけど、5年間しか効力がないというふうに聞いておりますので、そういう意味で、今のやり方でいいのかなというふうに思うんですが、これは5年間過ぎたら、もう一回5年分次のサイクルで打つというのが基本ですか。その辺ちょっと教えていただきたい。そのところはっきりすると、今の矛盾がどうなるのかということになりますので。

○健康増進課長

今のところ、この補助につきましては一生に一回ということになっておりまして、一生に一回打てばずっともつというものかどうかは定かではありませんが、国の方針としては一生に一回やるということで5年ごとで二回目を打っても、それは体に影響がある、副作用のあるものではないことは間違いないんですが、補助としては一生に一回ということでありまして。

○中島委員

その5歳刻みで一度受けたら、あとは全然ないよと。例えば自己負担で受けたほうがいいよというものなのかどうなのか、その辺指導していただかないとね、受けていただく方には。

○健康増進課長

例えば、ちょっと待てば公費負担で受ける方がみえますので、その方については、そういうことですよと、あなたはもう一年待てば公費負担の対象ですということは、こちらのほうとしてはお伝えはさせていただきますが、体力に自信のない方に対して1年を待てということがいいのかどうかという問題がありますので、単純に待てば公費の対象になりますが、その判断は御本人でということをお願いしていく形ではないかなというふうに思っています。

○中島委員

75歳を超えると特に心配になりますよね、肺炎球菌打つとかなないとというのがありますよね。今までの補助もありましたけど、例えば75歳以上の方の場合だったら、76歳になっていたとしても受けさせてあげると、一生に一回ならば、そういう選択肢もとれないんですか。だって危ないですもん、75歳を超えていたら。5年間待ちなさいというのは危ないですから、75歳以上の方なら一回はいいですよ。それ以前の方はちょっと自分の判断で、よほど自信のない方は打つかもしれませんが、待とうと思うかもしれませんので、その辺、75歳以上の対応については、もう少し積極性があっていいんじゃないですか。

○健康増進課長

今、中島委員が言われた点につきましては、大変悩ましいところだなと思っております。

ただし、今までのありました3,000円の助成制度というのは生きておりますので、そちらのほうは御利用いただけるのかなというふうには思っております。

任意助成のあり方につきましては、今後、他市の状況等もいろいろ見えてまいりますので、それを待って、そちらのほうにはできるだけ合わせた形でいければなというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

75歳以上の3,000円助成、これについては引き続き制度的には並行であると、並行で生きていく

ということですね。

○健康増進課長

少なくとも平成26年度におきましては、実施する方向で考えております。

以上です。

○中島委員

どういことでしょうかね。平成26年度についてはあるけど、その後はわからないという、市単独ですよ。それはなくしてしまおうかということなのか、今のようになちょっと矛盾が出てくるので、75歳以上の方でちょうど5歳スパンに合わない人、80歳、85歳と、こうなるわけですけども、合うと人はそこで受けることができますからね、2,500円負担でね。だけど、そうじゃないところの方たちについては、引き続き打ってもら。

例えばそれ1回打ったら、もうあとはだめになっちゃうのかどうなのか、その選択肢も出てくるのかもしれませんが、延期するのはよくないなという感じはするんですよ。ですから、1回だけというのなら75歳以上だったら、もう少し、先ほど8,000円幾らかかるとおっしゃったよね。5,000円ぐらいの負担ですよ、本人が。2,500円の負担で新しい制度ですから倍負担しなきゃならないんですけども、一回だけだよということであるならば、2,500円上乗せになるけども助成制度も活用して、どちらか1回だよというふうにするということではできないのでしょうか。

○健康増進課長

この場で断言できるわけではありませんが、平成27年以降も少なくとも任意制度のほうが続けられればなというふうには考えております。

以上です。

○中島委員

この年齢的な制限は、国の法律の定期接種化という中での年齢制限で、一生に一回だよ。一生といっても65歳以上ですけどね、一回だよというのは国の決めたルールということで今出てるんですよ。だから、ここで勝手にはそのルールは変えられない。だから、そのはざまを埋めるのは助成制度で、何とか矛盾を解消できるかもしれない

いなというふうに思うわけですが、助成制度のほうについては、これも一回限りという条件がありましたか。

○健康増進課長

現在の要綱上は、そのようになっております。

以上です。

○中島委員

そうであるならば、外れた方は、この時期に1回だけやりたいということであれば、それを選択もできるような形をとったほうが高齢者の皆さんが、風邪を引いたらついでに肺炎になってしまつて重篤になってしまつて命を落とすというようなことがくるかもしれない。そのときに、あの制度がああいうふうだったからなという残念な思いを抱かれる可能性がありますからね、その辺、もう少し十分に助成制度のあり方ということについて、このワクチンはワクチンで国の方針どおりいくわけですけども、合間を埋めるような助成制度についてのあり方をぜひ検討しておいてください、前向きに。

○健康増進課長

ただいまお伺いしました意見については、前向きに検討させていただきたいと思います。

○福祉課長

運転免許証の更新について、生活保護手帳を確認しましたが、一時扶助等では認められていませんでした。

以上です。

○中島委員

扶助では認められないで、例えば本人が生活扶助のお金でやろうということは認めてもらえるんですか。

○福祉課長

生活扶助の中で更新するのは可能です。

○中島委員

可能であるならば、ぜひそれもお知らせいただくと、持ってる方についてはというふうに思うんですが、免許証を持っていらっしゃって、その他世帯の方たちの把握というのもしていますか。ぜひそれはしておいていただいて、いつでも復帰で

きるように免許証の更新だけはやりましょうね。少しずつ元気になってくれば、少し働いて、今1万5,000円までが控除額になっておりますので、その分が自分でためれば更新料ぐらいいは出るんですよ。免許取得がとても大変ですからね、1万5,000円あれば協会に払うお金とか更新料は出ると思うので、それはお勧めしていただくということはやったほうがいいと思うんですね。

ほんとは扶助で出してもらえるといいんですけど、そのぐらいのことは。そのかわり自立するためのこれだけのアクションを起こすんだということを確認しながらできるといいなというふうに思うわけですが、手帳の中には書いてないということなので、少なくとも一応免許証更新だけはやりましょう。そして、次の仕事を見つけるための力にしていきたいと思います、少しお話していただいたほうがいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○福祉課長

中島委員のおっしゃるとおりだと思いますので、そのように指導させていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について、挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時25分

---

再開 午後1時27分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第15号 全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第15号につきまして、民友クラブとして不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

我が国の最低賃金は都道府県別に設定され、東京都で869円、鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県の9県が664円、愛知県で780円となっているとのことであります。

また、最低生活費調査によると、消費支出において全国的な差異はほとんどないとのことでありますけれども、この調査に家賃が含まれていないのではないのでしょうか。当然、路線価を見ても東京が高く、さきの9県は低くなっていると思います。そのような観点から、全国一律の最低賃金とすると、逆に東京都のほうが可処分所得が低くなり、不平等となってしまうと思います。そうしたことから、本陳情に対しましては不採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○水野委員

陳情第15号につきまして、最低賃金が日本各地で違うことは日本経済、国民にとってよいことで

はありません。特に東京都、大阪府では住宅化して地方とはかなりの格差があります。このことはよく理解した上において、日本の将来を見据えて全国一律であるほうがよいと思い、賛成いたします。

○三浦委員

陳情第15号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

最低賃金等全国一律制度につきましては、何度も議論にあがっております。働く者の立場からすれば、少しでも賃金が高いに越したことはありません。しかし、企業側においては、企業それぞれの経営内容が違います。また、全国においても、それぞれ大きな格差があります。愛知県の最低賃金は780円を少しでも上げたい気持ちはありますが、全国一律賃金については企業にの格差も考え、難しいと思われます。

よって、当陳情は不採択といたします。

○池田福子委員長

ほかに。

○中島委員

ここにもありますけども、今の最低賃金そのものが東京都が高いといっても憲法第25条に基づいた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するかどうか大変疑問な水準であることは明らかです。

東京都で勘案して計算してありますけども、最低賃金で1カ月働いて15万5,000円ということで、これ自体、今は東京都の家賃が高いじゃないかというようにおっしゃったけども、これは高い家賃のところには絶対に入れません。派遣などに行くと私もいろいろ相談を受けますけども、派遣会社の寮に入る。そうすると2畳の部屋が、一応間仕切りがあって、2畳だそうです。窓があるところと窓がないところと、その割り振りによって非常に明るいし暗いし暑いしというような格差もあるそうですが、そこで2万円のところに結局入らざるを得ない。派遣会社が用意した住まいで入っている。高い家賃なんか全然入れないんですね、この金額では。そういうような実態であり、ここが

高い安いなんて言ってるような場合じゃないぐら  
いに、みんな低いんですよ。

やはりさまざまな生活物資などでいうと、大都市でいうと、逆にデフレじゃないですけども、すごく安くて、すごく豊かに商品を扱うような店舗もある。田舎のほうにはそういうものがないということもあって、ほんとに消費する金額、トータルで考えて、都会は高い、田舎は安いと一律にいけない今、状況にあって、ここにも調査をしたけども変わりなかったと。最低賃金そのものを、低いことが問題だけど、これはまずはここでは一律に見直しをしてほしいという、こういうことですね。

ですから私は、憲法第25条の最低水準を低めるようなことであってはいけないし、そういった全体的な底上げを一気にやるということが必要だと思いますので賛成をいたします。採択をお願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見ありませんか。

○安江委員

全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書に対して、全国一律の最低賃金制度を確立することに関して、反対の立場でこの陳情に対しては反対とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第15号 全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第16号 若者の雇用を確保するとともにブラック企業対策を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第16号につきまして、民友クラブとして不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

意見書案の中に大企業がコスト削減のために採用を抑制しているとあり、また、中小企業は厳しい経営環境のもとで雇い入れることが困難な事態になり、雇用の場が萎縮していると決めつけておられますが、大企業でも経営が厳しいところもあり、中小企業でも順調なところもあります。

また、生産年齢人口の減少などにより、すき家などのファーストフード、大手などでも人手不足で閉店する店舗が出てくるとお聞きをしております。

そういうことを見ますと、陳情者の認識と現実とは違うような気がいたしますので、本陳情に対しましては不採択をお願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○川合委員

本陳情に対しまして、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

ブラック企業対策というのは非常に大きな課題だというふうには認識はしております。昨今のように労使の関係から、非常に働く側の働きにくいといえますか、職を選べない、その反対側で働き方が多様化したとか、そういう言い方をされてお

りますが、実際にはそんな生易しいものではない、深い原因が奥にはあると思うんですね。

このことにつきまして、こういう陳情出ておりますが、本年9月に過重労働点検監督機関として賃金の不払いや長時間労働などが疑われる4,000社に監督指導を国としては行っております。対応策を強化し、さらに若者が適正な職業選択ができるよう、企業の魅力を関連情報などを通して開示するように国としては進めておるところであります。またそれが実を結んでないところが若干ありますが、重点項目として取り組んでいるところでもありますので、今回この陳情につきましては不採択の立場で意見を述べさせていただきました。

○水野委員

陳情第16号において、全ての文面に賛同、賛成というわけではありません。しかしながら、言葉じりを取って反対ということはおかしいというふうに思っております。

若者の雇用を確保することは最重要課題であります。それに伴い、ブラック企業対策を図ることもあわせて行うべきことは当然であり、この陳情には賛成いたします。

○池田福子委員長

ほかに。

○安江委員

陳情第16号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

新卒、未就職者を初めとした若者の雇用の確保を図ることで雇用は正規が当たり前が必定であります。

よって、当陳情については賛成とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○中島委員

先ほども趣旨説明を意見陳述をされて、若者の雇用状況が大変厳しいということを、るる述べられました。非正規の方たちが全労働者の3分の1を超えて、中でも若者のほうは比率が高いという今の現状であります。

先ほど生活保護のことでも触れましたけども、やはり働きたくてもなかなか就労できないという、支援をしても支援をしても、なかなか受け入れができないという現実が横たわっているのは間違いないことなんですね。ほんとに働きたいけれどもという人たちも、結局はこういう非正規しかないということになってくると、これがまた年金の問題で悪影響を及ぼしていく。支える若い人たちの雇用がないと年金は支えられないという悪循環がここに待ってるわけで、若者の雇用の確保というのは社会保障全体を大きく変えていくための支えるための力になるということで、ぜひこれは声を上げていかなきゃならないなというふうに思います。

とりわけ、そのブラック企業というところでは、100人雇って90人やめていって、また100人、90人やめていって、それで結構だというようなブラック企業の経営のやり方というものが問題になっているわけです。ここにもブラック企業対策、法律のいろんな話し合いもありましたが、就労したけどもやめてしまった人の数、率、これを公表しなさいというのが今、動き始めていることであります。これを徹底してブラック企業そのものについては、やはり社会的な責任を果たしていないんだよということをもっともっと大きく社会を変えていくような力にしていななきゃいけないというふうな思いです。

ここにも労基法を初め労働法の遵守ということが言われております、ブラック企業の問題ですね。最低今の法律を守りなさい。これを守らないというところがいっぱいあるということなんです。ですから、ここはもうほんとに口を酸っぱくして言わないとだめ。

派遣の場合は、この就労規則も知らない。これは就労規則は提示しなければならない、本人に見せなきゃいけない、できれば書いたものを渡さなきゃならない、労働基準法ではちゃんと書いてあるけど、そんなものをもらったことはないわけですよ、多くの皆さんが。派遣労働というのはそう。だから自分がどんどん権利が奪われていっても気

がつかないという。そして、何かがあったらというのは、例えば労働災害に遭うわけですね。ついこの間も指を落としてしまったという人がいました。落としたというか、つぶれちゃったと。今ちょっと治ってこうなりましたけどということで見せてくれました。その方は、治療費だけは払ってもらいました。誰が払ったかわからない。労災で払ってもらったのかどうか認識がその人のはなかった。誰が払ったのかわからないけれども、医療費は払ってくれた。だけど休んだ機関の給料の補償を何%かしなきゃいけないですよ、最低の生活を送るためにね。その給料補償は一銭ももらわなかったというんですよ。まさにブラック企業のやり方ですよ、これは。派遣だとそういうことがさらに当たり前に行われているということで、ほんとに使い捨ての労働。何とかその人はくっついて何とか復帰できて同じところでまた働いていると言ってもらっちゃったけども、それでよかったと思っていらっちゃったんだけど、実はその給与補償はゼロだったと。こんなことはあり得ない。労働災害です、完全に。そういうこともまかり通っている実態があるので、やはりやらなきゃいけない。

それから、公務職場のこともあえてここに書いてあります。せんだって尾張の市でパートの雇い止めをしたと。給食センターを民営化したので、パートが要らなくなったと、今の給食センターの雇い止めをしたと。その雇い止めの仕方なんです、本人が自分が申し出てやめたというふうに書かせてしまった。それで印かんを押させた。そうするとどうなるかというと、雇用保険が当然すぐもらえない、期間が短い。自分からやめたんで勝手でしょうというふうなやめさせ方を公的な市役所がやったんです。それが問題になって新聞に載りました。ブラック企業がどんどん蔓延してくると、市もそんなことやって当たり前だろうというような、それがまた怖いなと私は思いました。

だから、公務職場も含めて、ほんとに労働者の権利をきちっと最低の権利は守る。ここでは給料のことを言ってますよ、別に。最低の労働法を

きちんと守る、そういう働き方を保障するために対策をとることが必要だということで、この陳情者は出してみえるので、絶対これは出さなきゃいけないなというふうに私は思います。

よって、採択ということをお願いします。

○池田福子委員長

ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第16号 若者の雇用を確保するとともにブラック企業対策を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第17号 労働者派遣法の「改正」を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○安江委員

陳情第17号 労働者派遣法の「改正」を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書について、派遣は臨時的・一時的業務に限定し、常用を雇用の代替にしてはならないという大原則を覆し、派遣を無期限にできるようにする労働者派遣

法の改正を行わないことは当然のことと思われる。

平和で健康で文化的な生活を保障する国政、地方政治が求められる中、当陳情には賛成とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに。

○神谷委員

陳情第17号につきまして、民友クラブとして不採択の立場で意見を申し上げます。

意見書の中で、有期雇用契約を結ぶ労働者の場合、同じ部署で働き続けられるのは3年云々とありますが、先ほども申し上げましたとおり、生産年齢人口は減少しております。企業としても労働力を確保するために、まじめな優秀な労働者を手放すわけもなく、反対の見方をすると3年間一生懸命まじめに働けば正社員になれるということになると思います。それなので、本陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○水野委員

陳情第17号、陳情者が言われているように、改正案で非正規労働者が増加し、低賃金労働者が拡大する懸念も多々あり、このことから、この陳情には賛成いたします。

○池田福子委員長

発言をお願いします。

○川合委員

陳情第17号につきましては、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

リーマンショック以降、全てのサービス、商品が低価格どまりして非常に付加価値価格というのが下がっております。これは1人の労働者が生産するサービス、ものづくりに対して付加価値が非常に下がっていく。これは労働力の安いところでものをづくり、国内販売をするだとか、結局デフレの非常にあしき繰り返しがこうになっておる関係上、今度は逆に労働市場では労働者が足りないという不思議なことが起きています。

なぜかといいますと、先ほど言いましたように、1人の労働者の方が生産、またサービスを提供することが非常に下がってしまったわけですね、デフレの継続の中で。なので、特に職人の方だとか、専門職の方だとか、もしくは現場離れして、ほかの職を求める方があるかもしれませんが、非常に労働力が足りないというおかしなことになっています。

それで、なぜ陳情に対してそういう意見を言うかといいますと、先ほど神谷委員からもありましたが、働く側からとってみても、将来正規に結びつく条件もこれで若干整うんではないかというような感じがします。しかし、その逆もありますよ。全てをまろ手を挙げて賛成するわけではありませんが、そういう考え方もあるのでは。

何しろ、今ある中小企業、零細を含めて、半分以上が今後淘汰されるというような時代において、やはり働き方の多様化というのはあまり言いたくはないんですが、雇用者の立場になって今後収入を得るということでは、企業側にとってもこのバランスというのは今まで日本人が経験したことのない、そういう時代に入っているの、ある程度これまでの既成概念を崩した考え方は必要ではないかと思います。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○中島委員

労働派遣法のかぎ括弧つきの改正をやらなくくださいということです。この法律を改正しようとしたきっかけというものの、それこそリーマンショックで多くの派遣の労働者が首を切られました。路頭に迷いました。仕事も家も全部放り出されちゃって生活保護のどつきたというのは、この知立市でも経験したところであります。

なぜそうなってしまったのかというようなことも含めて、そういう中で派遣法を見直さなければならぬといって民主党政権のころに公約をされました。派遣法の見直しをするんだということで、一番のポイントは、3年間派遣で同じところにい

たら本人の希望があれば正社員にしなければなら  
ない、これがこれまでの法律でありました。それ  
をやらないんです。やらないから問題になってい  
たということなんです。申し出があったらやらな  
きゃいけなかったんです。これじゃあだめという  
ことで、もっときちっとやろうということで法改  
正が言われるかなと思ってたら、出てきたのは全  
く違う法改正の中身が出てきたというのを全部指  
摘をしているわけですね。3年たったら正規雇用  
にしてくださいということなんてことなかどこ  
にも今はできないんですよ、改悪案でいうと。例  
えばこれは雇用者側の問題として、例えば同じ部  
署で3年間派遣から来てやっていただく、引き続  
きここで安く働いてもらいたい場合は、Bさんに  
今度来てもらってここで3年間やってもらう。次  
また3年間Cさんに来てやってもらおうと、これが  
自由にできるようになってしまうということが1  
つですね。

それから、例えばAさんに来てもらう。なか  
かこの方は優秀だと。この人をぜひ雇いたいな、  
でも正規にしたいくないなというときには、この人  
は部署をちょっとかえれば、隣の部署にかわって  
ください。そうすればこのAさんは引き続き3年  
間働けるんです。そして、とてもまだ役に立つし、  
来てほしいなと思ったら、そのまた隣の部署で3  
年間働いてもらえるんです。こういうふうな派遣  
をずっとつなげて、雇用者が使いやすいように派  
遣の職員を社員を使っていけるという法律が今度  
できた。だから、これは生涯派遣法だというふう  
にやゆされるところであります。

だから、そういう派遣、派遣でつないでいく。  
そこには給料のアップというものも正社員と同じ  
ように上がるという階段はないし、いつもいつも  
仕切り直しでスタートから3年間、スタートから  
3年間と、こんなような働き方ができるような法  
律に今なろうとしているということを自覚しないと  
だめなんです。正規にしますよということを言  
っているわけじゃないんですよ。今まで正規にで  
きるのにそれをやらないようにして、堂々とこれ  
からは派遣で継続できる派遣法にしようといっ

るのが今度の改正案、改悪だと私は思ってますけ  
れども、そういうものでありますから、ほんとに  
若者の雇用もずっとそういうことでは結婚できな  
い、子供を産めない、少子化はもっともっと進む、  
年金を支える力がここでもなくなる、ほんとにこ  
れは泥沼になってしまうというような雇用者側の  
立場で安上がりの労働者を確保しようというのが  
一番のポイントになっていると言わざるを得ませ  
んの、私は、この陳情をぜひあげるべきだとい  
うことで採択をお願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終  
わります。

それでは、これより採決します。

陳情第17号について、採択することに賛成の委  
員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第17号について、不採択とすること  
に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第17号 労働  
者派遣法の「改正」を行わないことを求める意見  
書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべき  
ものと決定しました。

陳情第18号 T P P交渉からの撤退を求める意  
見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたしま  
す。

○安江委員

陳情第18号 T P P交渉からの撤退を求める意

見書の提出を求める陳情書について、賛成の立場から討論させていただきます。

農業と日本の食糧主権を破壊し、医療や公共調達や労働分野などに規制緩和を持ち込み、地域経済を破壊するＴＰＰ交渉から撤退することは、平和で健康で文化的な生活を保障する国政、地域政治が求められるものであります。

よって、ＴＰＰ交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める陳情書については賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○神谷委員

陳情第18号　ＴＰＰ交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして不採択立場で意見を述べさせていただきます。

以前より民友クラブとしては、一貫して不採択の立場でございます。環太平洋地域の貿易と活性化を考える上で協議への参加には積極的に参加すべきだと考えますので、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上です。

○池田福子委員長

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○水野委員

陳情第18号、ＴＰＰにおいて一貫して農業、医療関係者はＴＰＰに参加することに対して慎重であり、また、反対という態度を示しております。日本にとってどれだけメリット、国益があるのかを考えてみても総合的に判断してみますと、やはりデメリットのほうが多いということと思います。

以上のことから、この陳情に対しては賛成でお願いします。

○池田福子委員長

御意見ございましたら、発言をお願いします。

○山崎委員

陳情第18号ですが、市政会といたしまして不採択でお願いしたいと思います。

平成26年2月18日、衆議院農林水産委員会、国会答弁の中でも林農林水産大臣は、ＴＰＰ交渉に

ついては米、麦、牛肉、豚肉、乳製品等の14品目の聖域を確保すること等の衆参両院の農林水産委員会での決議も踏まえ、国益を守り抜くよう、引き続き全力で交渉を進めますとあります。

つまり、ＴＰＰ交渉については、国会決議等を遵守し、我が国の国益を最大限確保する交渉を現在進めているところであり、交渉からの即時撤退は受け入れられないものと考えます。

よって、本件は不採択とさせていただきます。

○池田福子委員長

御発言をお願いします。

○中島委員

今、交渉に参加するということで安倍首相が動いている。これは関税撤廃に向けての交渉ということになっておりますので、5項目だけ外そうという、ここだけでよしとするものではないことも私は言うまでもないというふうに思います。

4月末にオバマ大統領が来ましたね。そして、日米首脳会談でこのＴＰＰの交渉について共同声明が出されまして、前進する道筋を特定したと発表されました。これはどういう意味なのかということがマスコミ等でも議論になって、このままいつてしまうのではないかという危惧が広がっているのが現状だというふうに思います。

関税の撤廃はもちろん、削減も自民党の選挙公約や国会決議に反することには明確であります。そう絶対にならないのかどうなのか、今ずるずると前進する道筋、これはアメリカが大変要望している方向で前進したということが言われており、そちらの方向に引きずられる。5項目どころか、それすら守られないんじゃないかということが危惧されているというふうに私は思います。

この豚肉や牛肉や、今言われた重要な5項目、これが焦点になっておりますけれども、これは農産物だけでなく、あらゆる工業製品やサービスについても関税をゼロにする、規制を撤廃するというのが原則であります。文字どおり国の形を変えてしまう、そのものを壊してしまう、こういうことになりかねません。この陳情書の意見書案ですね、ここの中でも投資分野でもというような形で

上から7行目ぐらいに書いてありますが、I S D 投資家云々かんぬん、紛争処理、投資家対国家の紛争処理というのがI S Dなんですね。この紛争処理が求められる、持ち込まれるかもしれないということが書いてあります。

要するに、アメリカで通用する企業のルールが日本へ来たら通用しない、日本のいろんなルールの中で日本の経営はされるので、アメリカのように通用しない、このことに対して抗議をすることができるというもので、アメリカ側から紛争を処理するというので抗議をすることができるというふうに、まさに企業の活動も非常に規制緩和の歯どめが押しつけられた、歯どめがなくなって、どんどん押されてきてしまうということが非常に懸念をされている。そうなりますと、働く労働者も今の労働法が守られないということも出てくる。そういうように働き方もどんどん変えられてしまう。今ですら大変な状況を先ほどからの話でありますけれども、もっともっと働く権利というのもの、このT P Pでアメリカのやり方に差しかえられていってしまうということも問題になるわけです。

今回の陳情は、全体に先ほど趣旨説明がありましたが、やはり若者の雇用の確保、安定した雇用の確保、こういったところをずっと流れをもちまして、このT P Pも出していると。農業の問題だけじゃないんだよ、働き方も変えられてしまうんだよということを先ほど意見陳述で言っていきましたけれども、まさにそういうことではないかなというふうに思います。

ですから、しっかり農業生産者の皆さんの生活を守ること、それから、安全な食品を守ること。B S Eの問題もありますけれども、アメリカのほうでは規制をもっとやわらかくしてほしいということを今でも言ってますよね。安全な食品を守れるかどうかという問題のこと、そして、いろんな分野に医療の分野も入ってくるし、いろんな工業の分野でもルールが変えられてしまうということについて労働者の生活も大変になってくると。あらゆる分野で国の形が変えられる可能性が強いということで、ほんとにこれはこのま

ま進んでいってしまったら大変だなということを感じております。

ぜひ撤廃していただきたいということを申し述べて賛成の意見とします。

○池田福子委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第18号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第18号 T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第19号 原子力発電の再稼働はやめ、エネルギー基本計画を撤回して再生可能エネルギー中心への転換を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第19号 原子力発電の再稼働はやめ、エネルギー基本計画を撤回して再生可能エネルギー中心への転換を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書について、採択の立場から討論させていただきます。

原子力発電については再稼働はやめて、直ちに

廃炉にして再生可能エネルギー中心への転換を図ることは、現在の国政に必要不可欠なこととなります。

よって、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第19号につきまして、民友クラブとして不採択の立場で意見を申し上げます。

自然エネルギーへの転換は、当然ながら必要であると考えますが、陳情者は、本気で自然エネルギーの復旧を進める意思があれば電力は十分確保できる、この文章については認識が大きく違う感じがいたします。

一般家庭、産業用の電力の供給がいつときでもストップすることは許されません。現在、電力供給の穴を埋めるため休止していた火力発電所の設備も使用して発電しているのが現状であります。

自然エネルギーで原子力発電再稼働させている火力発電の代替となるまでの発電量を賄えるまでには至っていないと考えます。こうした観点から、本陳情につきましては不採択とさせていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

御意見等ありましたら。

○水野委員

陳情第19号につきまして、原子力発電については地方に原子力発電所があります。東京、名古屋、大阪という都会には存在しておりません。

しかし、電力の消費の多くは大都会で消費されているのが実情です。地方だけに押しつけることをせず、日本全土で考えるべき問題であり、また、発想の転換を行い、今こそ日本は原子力発電から脱却する時であると考えます。

以上のことから、この陳情には賛成いたします。

○三浦委員

それでは、陳情第19号につきまして、市政会と

して反対の立場で討論させていただきます。

原発事故後、安全な新エネルギーを求め、自然エネルギーや再生可能エネルギーの検討に入っていますが、まだまだ実現には至りません。将来的には原発に頼らなくてもいい電力供給を望みますが、現状においては原子力発電の再稼働をやめ、直ちに廃炉とすることは現在の電力事情においても不安があります。

当陳情に対しましては、不採択といたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見ありましたら、お願いいたします。

○中島委員

この陳情に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

5月21日、大飯原発の再稼働差し止め請求、この裁判が判決が出まして、ストップだと。今のまま動かしてはならないということを裁判長が決定しました。

その中には、さまざまな意見をまとめて出されました。コストの問題、例えば電氣量が上がってしまうから原発でなきゃいかんのだというふうにはPRがよくされますよね。けれども人の命の重さと電氣量の重さとどっちなんだと。人格権がまず真っ先でしょうと。もし事故が起きたりすれば、ほんとに大変なことになるという意味からいうと、電氣量と人の命の比較で語ってはならないよということを1つは言いました。生きていく上での人格権。

そして、国富ということにも触れられました。何が国富かという点で貿易赤字の問題とか採算性の問題とか、やはりこういうことではなくて、そこに人々が生き、人々が生活して根づく、そのことこそ国富ではないかということを申されました。これも人格権にもつながる問題というふうに思います。

本質的に危険ということも述べられました。安全だというふうにして再稼働を規制委員会のほうがしてもいいということを言いましたけれども、その安全というのは一体何なんだと。確たる根拠のない楽観的な見通しのもとで初めて成立する安

全なんではないかと、その安全は。つまりは、安全という根拠はないよということも判決の中で述べられ、ひとたび深刻な事故が起きれば人命、生活基盤に重大な影響を及ぼす事業にかかわるこの問題は、ほんとに簡単に進めてはならないということを行いました。

今、福島第一原発の事故のあと、処理が全然進まないどころか迷宮入りしそうな状況であります。事故を起こした原子炉には一歩も近づくことができない状況でありますし、地下水がどんどん流れ込んで、防衛をしていたわけだけど、どこにぐちゃぐちゃとまざってしまっていて、相当の濃度の濃いものが流れてしまっているということもわかった。

そして、何をするかといったら、350億円をかけて、税金ですよ、電気量には転嫁しない税金として、転嫁させたら大変なことになりますけれども、転嫁させないで税金350億円でその事故を起こした炉の周りを1.5キロメートルずっとこれを冷凍庫にしちゃうわけですよ。凍土、冷凍庫みたいなものをつくって水が入り込まないようにする。でもそれも3分の2はとめられるけども、3分の1は中に入ってしまう。そうすればまた出ていってしまうと。これでも完璧ではない。その3分の2も絶対になるかといったら、それも明らかではないということで、この350億円が果たしてどれだけの大きな成果につながるのかもわからない、こういうことが言われていて、手のつけられようがないというのが今の福島県の状況ではないですか。

ですから、お金をかけても、また次の手でお金をかけなきゃならない。ほんとにずっとこういった問題を引きずっている現状を見ているにもかかわらず、日本が再稼働、再稼働というふうに言っているのは全くおかしい話で、外国は福島県を見て、もうやめようと、ドイツはもうやめようということで、ドイツの場合は2022年、あと8年ぐらいで全部やめるということも言ってますし、イタリア、オーストラリア、フランス、こういったところも日本の事故を見て改めて危険性がわかったと、こ

う言っているわけですから、その日本が安全性を再度強調して、また安全神話をぐっと前に出して再稼働をし、しかもこれからやりたいという国にセールスをしにいったって、トルコなどには確約をとるぐらいのセールスが成立すると。ほんとに危ないことをまた海外にも押しつけていく。誰が事故が起きたら補償するんだらうかということまで心配する声もありますけれども、そういった状況で、ほんとに現状を見ないで突き進む今の政府の暴走はとめなければならないというふうに強く思いまして、この陳情の賛成の意見といたします。

○池田福子委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決に入ります。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第19号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第19号 原子力発電の再稼働はやめ、エネルギー基本計画を撤回して再生可能エネルギー中心への転換を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

続きまして、陳情第20号 学童保育指導員に対する国庫補助の大幅増額を図り、学童保育の最低基準を策定することを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

○安江委員

陳情第20号 学童保育指導員に対する国庫補助の大幅増額を図り、学童保育の最低基準を策定することを求める意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から、学童保育に関する国の責任を強化し、学童保育基準の内容を引き上げること、指導員の人件費を常勤複数で予算化することは、現在の財政状況を鑑みたとき、大変に困難であると言わざるを得ません。

よって、当陳情につきましては、不採択の立場からの討論とさせていただきます。

○池田福子委員長

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第20号につきましては、民友クラブとして不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

指導員の人件費を常勤複数で予算化する、また、福利厚生費の予算化など、当市の財政力から考えると、現状では手が届かないと考えます。

以前より申し上げてきたとおり、受益者負担の原則で考えていかなければならないと思いますので、不採択とさせていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

御意見等ありましたら。

○水野委員

陳情第20号、学童保育指導員は今後ますますニーズが高まることは確実です。待遇についても劣悪な労働状況では学童保育指導員を目指す人はなくなります。平均的水準の労働環境にすべきことは当然であり、この陳情には賛成いたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見ありましたら。

○山崎委員

陳情第20号につきましては、市政会として不採択でお願いしたいと思います。

学童保育については、放課後児童クラブの定員数を5年間で30万人増員する方向で政府が取りま

とめる成長戦略に盛り込まれる方針であります。

しかし、一方で、文部科学省の放課後子ども教室推進事業というものも行われております。これらを一体化してやるのか、あるいはどのようにするのかということがまだ明確ではありません。

また、国の大幅な予算の拡充などの予算措置につきましても、現実的には財政的に厳しいと考えております。

よって、陳情第20号に関しましては、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに御意見。

○中島委員

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

学童保育についても子ども子育て支援関連法の中で位置づけられをされました。これは放課後子ども教室とは全く別のものとしての制度的なものがここでも確立をしたというふうに私は認識をしております。

そして、この基準というものも、ある程度の基準は国は示したわけですが、後は各市町村で基準をつくってくださいということで、市町村に投げました。市町村で言いますと、多分格差が出てくるという問題にも本当はなる。国がもう少し高い水準のところを出す、そうすると1つの線ができるわけですが、そういったのは現在は参考にしてくださいという基準は一応出しているわけがありますけれども、十分ではない。

一定のそういう方向を出そうということで動いているのが今現状であるということは認識をしております。その中で、人員の配置ということも出ております。1クラブが70人以上を40人以上というふうに下げてくるとか、大分現状からの声を聞き入れた基準が、ある程度示されてきている、これは認めるところであります。

ただ、そこで働く人たちの人件費をどうするかということについてまでは述べていない。現在は知立市の場合は、全部公立学童保育ですから、主任の保育士が児童館全体を見つつ、あとは嘱託員の方、臨時の方、複合的にやっておられる。これ

はまだ公立はこういう形で恵まれているということなんです。出てくるこういうところの声は、民間でまだやってるところがいっぱいあるんですね。民間で苦勞していらっしゃるところがあって、そういった民間のところは、ほんとに人件費の補助がほしいというところが切実だということで、これが出ている。

だから、公立と民間とこれは特に分けた形のものではないので、ちょっとわかりにくいのかなというふうには思いますが、人件費の補助という意味では、民間の方たちに対する補助。市は補助を一切もらっておりませんよね。全然なしでやっているという状況ですので、話が大変だからとかいろいろ出ましたけども、ちょっと認識が違ふところがあるのではないかなというふうに私は感じました。

全般的に民間がまだある中で、こういった制度をきちっとしてほしいと、こういう要望だということで、全国的なそういった底上げの要望だというふうに私は受けとめます。まだ名古屋市でも民間がいっぱいなんです。岡崎市もあります。安城市も民間があります。知立市は全く民間がない、こういう状況で、地域的な差がありますけども、そうやって民間で苦勞していらっしゃる方たちの声というふうに私は受けとめます。

ぜひこれは同じように、知立市のほうは、ほんとにまだ恵まれているというふうに思っておりますので、全体がよくなるように私は意見をあげていっていただきたいなということで賛成といたします。

○池田福子委員長

ほかに発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手少数です。

次に、陳情第20号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、陳情第20号 学童保育指導員に対する国庫補助の大幅増額を図り、学童保育の最低基準を策定することを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長